

1965年9月21日(第2日目)

1. 開設並びに散会時刻 (午前10時39分~午後 時 分)

2. 応招議員は次の通りである。

1 番	天 久	豪 太郎	2 番	比 安	亮 信	定 盛
2 番	天 久	盛 雄	4 番	嘉 富	果 正	春 英
5 番	石 川	六 原	6 番	村 田	弘 昇	弘 正
7 番	福 樹	真 正	8 番	吉 川	永 行	昇 光
9 番	安 里	明 繁	10 番	又 大	喜 敏	永 助
11 番	石 川	安	12 番	仲 村	幸 幸	行 光
13 番	伊 佐	真 得	14 番	宮 里	盛 盛	
15 番	宮 城	盛 昌	16 番	中 里		
17 番	伊 佐	貞 寿	18 番	仲 村		
19 番	武 島	行 男	20 番			
21 番	古 波 蔵	清 次郎				

3. 不応招議員は次の通りである。

(なし)

4. 出席議員は応招議員と同じである。

5. 欠席議員は不応招議員と同じである。

6. 市町村自治法第61条の規定により、説明のため出席したものは次の通りである。

市 長 島 裕 一	助 球 松 川 正	綾 俊
収入役 沢 し 安 一	海 論 諸 長 奥 里	喜 諒
住民課長 仲 村 春 信	民生課長 当 山	全 友
財政課長 具 屋 好 水	経済課長 伊 佐	誠 義
建設課長 島 裕 昌	水道課長 因 吉	真
消防団長 大 城 仁 幸		

7. 議会事務局職員の出席者は次の通りである。

副監査長 審 裁 先 錄 書記 馬 岡 兵 四

詮本問題は次の通りである。

一、職 民 領

詮 長～職務員22名あります。市町村直接部ラフネの
規 定により、職務は設立いたしましたので、只今より
不具の会議を開きます。

詮 長～午前、10時、11時、12時、13時職員の会議を開催いた
します。

詮 長～懇意にいたします。（午前10時40分）

詮 長～召見いたします。（午前10時44分）

詮 長～只今より一時懇意に入ります。

詮 長～8番詮員よりお詫びします。

詮 長～詮事務になられた馬鹿全一郎の施政方針にもうたわれ
ておりますように、馬鹿政策全般にして行くという事
ですが、この馬鹿政策の発展という施政方針にも一店
近いますが、どの様な政策をお持ちであるか、これ
をお伺いしたいと思います。

詮 長～只今お詫びいたします。馬鹿業に就きましては御苦勞が
二つに分れて各商店や公私共に馬鹿として武勇に攻撃され
る事であります。これに対しては詮業を行われて
いる馬鹿の言成業も手と連携する。眞に馬鹿業の
成立の背後も昔からもお話を聞いておりますが、現在
の馬鹿業の方々が馬鹿にそなまで行つて居ないんじ
やないかという事を考えておりますが、すぐ馬鹿業
を作つて馬鹿業を解決するという様な事は今現在は
考えておりませんが、詮業は馬鹿を設立させて馬鹿業

事務局長 宮城光雄 書記 島袋真由

議事日程は次の通りである。

一 証質問

議長～出席議員11名であります。市町村自治法第53条の規定により、議会は成立いたしましたので、只今より本日の会議を開きます。

議長～4番、10番、14番、20番議員の出席を報告いたします。

議長～暫休憩いたします。(午前10時40分)

議長～再開いたします。(午前10時54分)

議長～只今より一証質問に入ります。

議長～8番議員よりお願いします。

8番～新市長になられた島袋全一氏の市政方針にもうたわれておりますように、商工業者を育成して行くという事ですが、この商工業者の育成という市政方針にも一応ございますが、どの様な政策をお持ちであるか、これをお伺いしたいと思います。

市長～お答えいたします。商工業に付きましては都市計画が進むにつれて各商店や会社が発展して次第に拡張される訳でありますが、これに対する対策としては従来も行われている商工業の育成策もずっと継続する。更に商工信協の設立の問題も前からもお話を聞いておりますが、現在の商工業の方々が充分にそこまで行つて居ないんじゃないかという事を考えておりますが、すぐ商工信協を作つて金融問題を解決するという様な事は今現在は考えておりませんが、将来は信協を設立させて商工業

者の金融面をこれで図りたいと思つております。又これを立てるべく各商工業者の方々が下から上る様にして始めてこういつた商工信協というものが設立される訳であります。商工业者の今後のふん起をお願いしたいと思つております。次に神通信用協会の問題であります。これは最も先決な問題であるんじやないかと思つております。これに対しましては私まだ詳しい資料も集めていません関係で本年度予算には計上してないけれども来年度当りからこれの予算も計上して信用協会との取引の問題を研究して行かなければいけんと思つております。もちろんこれは商工会の役員とも良く話合つた上でこの問題を出来るだけ早めに利用出来る様な態勢作りを行きたいと考えております。以上でよろしゅうございます。

- 8番～拝嘱しました所大要さりつけな政東をお持てば意にかなう様な気が致します。更に引続いてもつと具体的にご質問をしてみたいと思つています。商工业者はご承知の通り何と申しましても経営資本そのものが大きな生命であります。本市内には各銀行支店、或は農協の金融機関そういう様な機関がありましてそれぞれ中小企業者においては、そういう金融機関からの融資そのものを利用されまして皆々各事業の進展に努力はしてあるとは思つております。私が特にこの下の(1)(2)の信協問題或は信用協会の問題を出したのは従来の定例会において、前市長当局にもこの点極力私或は他の議員から色々と質問或は具申なんかしたじやないかなと思いますが特にこの商工信協の問題は3～4年前から普天間を中心とした所のいわゆる宜野湾市一円それから隣村の浦添村を包含した所の商工信協を作るんだと云う気運があつたかに覚えておりますが、3～4年前の当時の陣容がありまして聞く所によると云うとコザには、コザ信協がありますが、このコザ信協がこの辺まで手を伸すと云う様な話を聞いております。そうなると折角の宜野湾市の根られたこの1円において他の信協が割り込んで来ると云う事はどうもこれはどうかと思つております。そういう

業者にかけて当社と致しましては販賣額35円の各商品
に接つてすみやかに自己の苗を販売せらるる事等對
成は持つてはいなれいかどうか、前項問題もありまづ此り押
切に今年度に付せましては各銀行とも定期預金がぼう大
に増加しておるとそりへつた意味まで金利まで引き下が
ようかと云うほどの影響まで續つております、そういうを
銀行の部分何ぞありますか、そういう目にあひては大
きなだぶついておると、云う事から考えましてこの折序
小企業等に帶びた業者のものこの折工賃協さ年次に押さ
みだと押らさんだと云う事はないかどうか、そりへつた
側の現状はないかどうか、それからと當日も沖縄銀行外
に借金されもする間でも化か使ふ所はちぬいと心許難
持ち難して今年度からは不當と致しましても加入する事
決めるが挂けが極めた所先付民營の上面の加入する
間にというと云甚であつたんだが、コア銀行本店との出
入金が2600円かないし、3000円をじやなかつたかと思つ
ておりますナ、那覇市、宜野湾市、石垣市、宇流波それそれ
沖縄銀行本店支店に加入して、そして本銀行からもす
く現状としての工賃協定への登記していきゆる現状であ
ります、こういつた現状この2店から取じまして商工組合
の担当の営業課長が附かつて行くんじやないかなど式
うはやらしまして、この質問をしていて誰を見てお？そ
れでもう工賃を上げますか工賃協定についての取扱いが是
等対策はお持ちぢやないかどうか、それから老健課ある
がされていたんだけが本年度に就いては、所の皆方に登記
前に加入する予定には並んでないが、併もおてしま
しては見抜き業アカツな場合にてもこういう事は考え方
れないのでどうかをと質問しておきます。

南一見～所を申しましても、青玉組合の側には充分必要であると
いう事は認める所であります、むがしながら現在のは大
き、高級車の購入おきましては商工組合等のより上がり
り歩きだなひんじやないがどうかを考えて、現状の如
ないと申しあげた所でありますナけれども、これはやめに
設立する所にはもうありますか老健課の方々も御存そうい
う現状が少々をしてもらいたいと思うております、併し現

意味において当局と致しましては宜野湾市1円の各商業者に設つてすみやかに商工信協を設立させる様な指導対策は持つてはいないかどうか、新聞面にもあります通り暫時に今年度におきましては各銀行とも定期預金がぼう大に増加しておりますとそういう意図合で金利まで引き下げようかと云う様な記事まで載つております。そういう各銀行の部分向ではありますが、そういう面においては資金はだぶついておると、云う事から考えましてこの際中小企業等に零細企業者の為のこの商工信協を早急に作るんだと作らすんだと云う事はないかどうか、そういう面の対策はないかどうか、それから2番目の沖縄信用保証協会これも3月頭でしたか定期会にも私しこの問題を持ち出して今年度からは本市と致しましても加入する意志があるかないかを確めた所充分検討の上極力加入する様にというご回答であつたんだが、コザ市は多分この加入金が2000Fもないし、3000Fもじやなかつたかと思つております。那覇市、宜野湾市、石垣市、平良市それぞれ沖縄信用保証協会に加入して、そして各銀行からも才入担保としての信用協定への保証している様な実状であります。こういつた様なこの2点から致しまして商工業者の相当の事業運営が助かつて行くんじやないかなと云う面からしまして、この質問をしている様な訳です。それでもう1度申し上げますが商工信協についての設立の指導対策はお持ちじやないかどうか、それから元程市長も申されていたんだが本年度においては、沖縄信用保証協会に加入する予算には組んでないんだが、私しと致しましては更正予算があつた場合にでもこういう事は考えられないかどうかをご説明して頂きます。

市長～何を申しましても、商工信協の問題は充分必要であるという事は認める訳であります。しかしながら現在の晩天間、或は宜野湾におきましては商工業者自体のもり上がりがまだないんじやないかと云う事を考えて、現在の所ないと申し上げた訳でありますけれども、これは早めに立する様に私もやりますが商工业者の方々も充分そういう態勢作りをしてもらいたいと思っております。何と申

してして すずの御用が去るをされて初めて御正使が就任する段でありますとて 岩瀬公綱は新ら子をもて近身の臺頭公綱をすすめにまつてお互ひにまうかる御内幸御家臣等一派を求める次でありますとて出来るだけもういつた御内幸御を好みにやつてもらひたにとがひます。更に御内幸御御内に付しませて最初も早は出ぱました様にまさういつた御内幸御が城むなぐで御死してゆりますが、御死るだけ御内幸御に附つて神正子院さまという所しあり必ず御死るだけもういう所が心のしたむと感えてあります。

3. 普へ御内幸御をして上りをじよう、凡ての御見ゆ方を乞おう
お持しまして更に御風説をますが、種々御正使御の御成の御内幸御御内幸御正使御の御成を御説教され御して承然に
認めておだいびとまづけて御させし、尚に御の御内幸御御内幸御に作成して、それも字幕に御説教しまでの
ぞとくと被説教されまして御見せられて御内幸御御内幸御はおで
御くとせれしで御させかくと云う御で御説教しませ
え從前でござりますが、久き日に遡ち御内幸御にみゆかる
所の御内幸御の御成（取締管御）御手勢分に關する御内
幸御に掛ける決議でござります。このサリントからし
ますと各銀行川に御会計に奉せらるて御手月又り旨通御
にお手て 127,000 トスよりあると云う事になつております
が、此奏御御内幸御の御内幸御が私に知りたからたんでせうが、

4. 普へこの件に考証してはナラリの下で萬利を申上請して奉り
ますが、各金融機関に御手をめて御手を切るのである
見てこれを定とめひらの懸り致します。

5. 普へと申しますのにですね、御内幸御、りゆうに、田村昌
一南洋御正三公卿と申す御内幸御にとれ御内幸御にとれ御
して御内幸御をせる様に朱引紙をもなつてあります
が、ムの本とする所は御内幸御の御成御内幸御の御内幸御
が御内幸御とつかふ紙なるです。後御内幸御の御内幸御
これは御内幸御は一物はなつておきます。御内幸御にみゆ
て御富にあくら、りゆう紙にあくら、御内幸御にいくとそ
う云つて御内幸御に御内幸御に、武いから良質が多かるだと、
いから御内幸御は少やんなどとかそういう事アじやないだらう

しましても町の形態が充分なされて始めて商工業が発展する訳でありまして民間金融に頼らずそして正規の金融企業をする事によつてお互いにもうかる販売が出来生活が出来る訳でありますので出来るだけそういった体制作りを早めにやつてもらいたいと思います。又保証協会の問題に対しましては先も申し上げました様にまさそいつた資料が届わなくて研究しておりませんが、出来るだけ御意に添つて補正予算でもという話しがありますが出来るだけそういう様な事にしたいと考えております。

8番～要請事項として申し上げましよう。只今の市長の方針を充分説しまして更に要請致しますが、極力商工信融の設立の問題は地域商業者の実態を再調査されまして早急に設立可能な様までこぎつけて頂きたい。同2番の商工信用保証協会に付ましても、これも予算に関係致しますのでとくと検討されまして実現されて商工業者を喜ばせて頂くと首成して行きをやめくと云う點で要請致します。

2番目でございますが、2番目は即ち昨日現在における所の宜野湾市の財産(取得管理)及び処分に関する条例の現金に関する状況でございます。このプリントからしますと各銀行別に総合計におきましては9月20日現在において127,000ドル余りあるという事になつておりますが、各金融機関別の合計が私は知りたかつたんですが。

市長～この件に付ましては今プリントで資料をお上げしておりますが、各金融機関別にはまとめてありませんのであと暫くこれをまとめてからお配り致します。

8番～と申しますのはですね、結局沖銀、りゆう銀、國邦農協、兩洋相互三銀行と中央相互銀行とこれ余利減正によりまして現金保管させる額に余利減正にもなつておりますが、私の意とする所は各銀行別の預託の額の比率案分、これ実は知りたかつた訳なんです。結局農協に輸穀いくらとこれは日毎別にこれはなつておりますが、総合計において農協にいくら、りゆう銀にいくら、沖銀にいくらとそろ云つた様な案分状況、近いから農協が多いんだと、遠いから沖銀は少いんだとかそういう事はじやないだろ

と思うんですが、その辺の所を ~~本社~~ 取入候さんにきよ
つとお伺い致します。

取入候～ 今の賃料法改してようござんが今計算させてあります。
特に賃金に付ましては表示するだけの会員法規に公平にと云
う考え方もありますが、しかもこれは承認権限を固有する組
合等をして至っては今の所は考えておりません、なぜそり等
し上げるかと云いますと過渡的な問題もあります。それか
ら大体賃金は必要に応じて引き当しを予想で算けてあります
して、リセラルに主として承認権限ですね、本代のれ
の支拂に当てるために現金してあります、それから計算に
に考慮され異なるすべての支拂は最高から、こういう計算
考え方で目論はしてあります、それから計算の場合には
^{初期} 政府の支拂といがあり必ずこれども支拂額は計算額を超
えてある段です、それで非常に計算法事務な計算書になる
事です、因もとの導入にはその外の工事費とか多額の結合
には神戸から張り込む、そういう場合は承認権限を取入
として現金にしてあります。

○番～賃料法規はリセラルと最高この2つですか、

取入候～賃料法規は最高額と算しましては、リセラル額をもろい
うことになつております。これは承認権限に付託せません
のでリセラルと本代と云う事になりますが、一括りセラ
ルから手元して金を取つて行きまして、それで支拂いが得
る場合に於ては夕方の夕方の母と云う様な権限にあります
のでどうしてもリセラルに支拂つて行かなければセラ
ルは請求せんので後當に算けております。

○番～はい、手堅した、中央和互銀行はこの間の支拂次第で利益
の入試状況、払込額のこの間からすると 1000円を餘りとし
かないんだが、これは承認料金のみと云う事になる段ですね、

取入候～これは主として賃金は承認料金であります、あつた半
分の承認料金をですね、やむを得る事由に於て本代を不
成料金から引き落しましたので 26000 円を差引計算して

と思うんですが、その辺の所をお伺い収入役さんにちょっとお伺い致します。

収入役～ 今の資料は出しておりませんが今計算させております。番に預金に付ましては出来るだけ各金融機関に公平にと云う考え方にはありますが、しかしこれは事務能率を害する様な事をしてましては今の所は考えておりません。なぜそう申し上げるかと云いますと地圖的な問題もあります。それから大体預金は必要に応じて引き出しを予想で頂けてあります。りゆう銀には主として水道使用料ですね、水代これらの支払に当てるために預金しております。それから農協には普通それ以外のすべての支搾は農協から、こういう様な考え方で預金をしておりまして、それから沖縄の場合には政府の公取扱いがありますけれども交付税は全部沖縄を通じて来る訳です。それで非常に沖縄は多額な預金高になる訳です。向こうの場合にはその外の工事費とか多額の場合には沖縄から払い込む、そういう様な事務的な面から考えて預金はしてあります。

8 番～軍用地料はりゆう銀と農協この2つですか。

収入役～ 軍用地料は宜野湾と致しましては、りゆう銀だけとこういうことになつております。これは当座致いには出来ませんのでりゆう銀1本だけと云う事になりますが、一応りゆう銀から予定して金を取つて行きまして、それで支払いがある場合にはすでに夕方の5時6時と云う様な時間になりますのでどうしてもりゆう銀に又持つて行かなければと云う事は出来ませんので農協に頂けております。

8 番～はい分りました。中央相互銀行はこの間の条例改正で現金の1設状況、払込額のこの額からすると1000Fル余りとしないんだが、これは水道料金のみと云う事になる訳ですね、

収入役～ これは主として預金は水道料金であります。去つた7月分の水道料金をですね、いわゆる水道公會に払う水代を水道料金から引き出しましたので10000Fル余り引き出しま

したので、~~これがどうか~~それを聞いたとき私に似ておりますが、この現金と云うものは経費使ると云つて良い訳なんですが、今日は差し支てないんじやないかと云う事は言えない所なんですが、いわゆる入る施設があるし、出る施設がありますので、それで正直のもので貰ひようと思ふに由来ないんじやないかと云うふうに考えてあります。より月の平均とか云う額などであれば別ですけれども、中央情報の着者にはすつと今まででは引出しをしてなかつたんですが、去つて7月分の本位を10000円以上貯めましたので、積まつている貯金で浮騰が見上いちひもそれまで貯めないと云うことになると非常に浮騰が低下しますのでそこまで多く貯めておきません。

市長へ吉田様の方は養ておらをしたいと思います。

議長へ上々の大臣の質問に移ります。

12番～16番の質問は市政方針について武山真樹を持つてある
ことであります。この答弁はあちらにされた質問の中に私が答えてある質問が沢山ござりますので、今に私がお聞きしたいと思つてお聞きたいと思つてお聞きいたいと尋ねます。市長の市政方針で御市貿易につけて、なぜ手立つていたり販賣にういては現状を元々に調査を行なうと云うふうにうたわれておられます。別れが現に販賣の風潮であります。そしてそこで立ちつてある政策が古くなつてせひとも**慎久**実現にしたいと云う所がござりますが、この販賣風潮がすでに御市貿易局に含まれてみると云うので、誰もはそれがありますに非常に困つてあると云う現状が浮上できていますが、おまへとして今後そういう程度にみまとめてどういうの市貿易局を進められて行くかどうか、その点を第一番目にお聞けします。

市長へお答えします。この問題は市貿易局の立法向上と販売規制を取る事が最も必要であると云う事を語るつてある方針にしてあります。それで今お質問されました点に付しましてはマスター・プランがあつて審査を請求ないと云う事で市貿易局にどうするかと云うを貢献だと思つておりますが、これに

したので10000ドル余り引き出しましたので急激に減つておりますが、この現金高と云うものは毎日縮ると云つて良い誤なんですね。今日は見積つてないんじやないかと云う事は云えない誤なんですね。いわゆる入る場合があるし、出る場合がありますのでしいて1日のものはちよつと比較は出来ないんじやないかと云うふうに考えております。1ヶ月の平均とか云う様なことであれば別でそれども、中央相銀の場合にはずつと今まで引出しはしてなかつたんですね。去つた7月分の水代を10000ドル以上引出したので減つている誤で今後事務上いちいちそれまで計算して配分すると云うことになると非常に事務能率が低下しますのでそこまではちよつと考えてはおりません。

市長～合計額の方は後でお知らせしたいと思います。

議長～12番の大川議員の質問に移ります。

12番～私しの質問は市政方針全般に渡つて沢山質問を持つておる点でございますが、この各議員から出された質問の中に私が考えておる質問が沢山ございますので特に私がお聞きしたいと思つておる3点についてお願います。市長の市政方針で都市計画についてすでに家屋が立つてゐる地域においては現状を充分に調査検討すると云うふうにうたわれておられます。施設が現に自分の戸数でありますとそこに立つておる家屋が古くなつてせひとも高級建築にしたいと云う所がさざいますが、この住宅地図がすでに都市計画道路に含まれておると云うので建築認可がありずに非常に困つておると云う様所が沢山ございますが、市長～として今後こういう時点におきましてどういう都市計画を進められて行くかどうか、その点を第1番目にお伺いします。

市長～お答えします。この問題は市政は市民の生活向上と福し増進を図る事が最も重要なと云う事を前もつて基本方針にしております。それで今ご質問頂きました点に付ましてはマスタープランがあつて建築も出来ないと云う様な場合にどうするかと云うご質問だと思っておりますが、これに

せめては充分調査検討する所を立てる所は、その任典が
私はそのマスター・プランに附しての考え方或は市のマスター
マスター・プランの考え方を発表されていないからそういう事
が居るるじやないかと思っております。実際これがそこ
に立つた場合に於てこのマスター・プランを実現しなければ國
いぜない事になりますので今まで幾度強調する機会にて
ことは決然となるから許可しないと云う様な事もあつた現
であります。今昔の問題と致しましては、このマスター・
マスター・プランを通過検証すると共にそしてその実現が必ずそ
てなほれは無てないと次う様な事であればこれの批判も
必要であります。又その他の地元住民団体がそういう様な
考え方これが認められておるか、どう立つたものを検討し
てその摘要の許可をして承を下さるとか立つ事になる
んじやないかと思ひますが、それはユダいに申しまして
そのマスター・プランによつて該當区域が監督されるに
ようふうな事にもなつた場合は該當区域に立るんじやないか
と云うことを中心上げた現であります。又今後は地図が
全くですマスター・プランに合せて地図が施工される認
き跡は手みにやつて行き、そしてすでに該當が立ち並んで
ある場所は長崎市にして当分はこれにつながるんだと
云う方針を立つた方がけん引に手配をいたる事であります。
今の基盤を作ろうとするが起つられないと云う事で
ましては、その場所を私が状況し、そしてそこの状況の
実態を充分聞いてこれを解決したいと考えております。

以上從へて各自に直接被るに場所とぞ右御成務を持つてやつせま
よたるものを今後以市民の方々になつてから右御成務をや
めてアスファルト、道路に切り替えると云うふうに料想を
打消されておりますが、この際源、信大幹線を既成してお
られたいたい。

諸、要へこれに付として最初に市街地の運河開削についてあります
まず運河を盛りした所に車が停るとすぐ隣れて日本こ
うにいつぱいになると、これぞくりかしてあつたんでほ
つまでも本筋は監督されぬや辰でありますのでこれを留
めるだけが灰路でアスファルトの実現に委えて行くと

付ましては充分調査検討すると云う事は、その住民が
或はそのマスター・プランに対しての考え方或は市のマスメ
ター・プランの考え方を充分知つていないからそういう事
が起ころんじやないかと思つてあります。又該屋がそこ
に立つた場合にはこのマスター・プランを變更しなければ
いけない事になりますので今まで家屋建築する場合にこ
こは道路になるから許可しないと云う様な事もあつた訳
でありますが今後の問題と致しましては、このマスター
・プランを充分検討すると共にそしてその家屋が必ずそこで
なければ建てないと云う様な事であればこれの検討も
必要であります。又その地域信屋自体がどういう様な
考え方でこれが進められてゐるか、どう云つたものを検討し
てその建築の許可をして家を作らすとか云う事になる
んじやないかと思ひますが、これは1がいに申しまして
そのマスター・プランによつて都市計画がり賛されると云
うふうな事にもなつた場合には非常に困るんじやないか
と云うことを申し上げた訳であります。又現在建物が
なくてすぐマスター・プランに合せて道路が工事がされる
様な所は早めにやつて行き、そしてすでに家屋が立ち並んで
ある場所は後回しにして将来はこれにつながすんだと
云う方針をとつた方がけん明じやないかと思つております。
今の検討を作ろうとするが變てられないと云う事付
ましては、その現場を充分検討し、そしてその住民の
意見を充分聞いてこれを解決したいと考えております。

12番～2番目に道路補修は現在まで石粉撒布を持つてやつてお
つたものを今後新市長の方針になつてから石粉撒布をや
めてアスファルト、道路に切り替えると云うふうに構想を
打出されておりますが、この財原色々構想を説明しても
らいたい。

市長～これに付ましては皆市街地の道路補修についてであります
が石粉を撒布した為に雨が降るとすぐ濡れて排水こう
にいつばいになる、これをくり返しておつたんではい
つまでも道路は整備されない訳でありますのでこれを出
来るだけ年次計画でアスファルトの車輪に變えて行くと

云う訳でありますとこの予算に付ましては毎年今までの約10000ドル内外の予算が取られておりますが、これは市の予算だけではどうしても全市の道路をアスファルトする事は不可能でありますし、又長い年月を有しますのでこれを受益者側も市民も一緒に作るんだと市民も受益者側も出し合つてその道路の補修をアスファルトに切り替えして行くんだと云う事を考えております。これはその受益者側の分担に付ましては今から計画をして行く訳でありますが、例えば市で10000ドルの予算を認めれば1枚が5~6000ドル持つとか、或は10000ドル持てば20000ドルの工事が2ヶ年で終りますので年月においても半分で出来るとこれを年次に進めて行けば早めに解決されるんじやないかと考える訳です。

12番~3番目に3市村の合併について基本的には賛成であります
が、種々な問題が發到しておりますと早期実現は不可能で
あると市長は先言されておられます。どう云う所が發到し
ておるか、その具体的な所をご説明をお願い致します。

市長~これは早期と云う字くの詳しやすくにも色々問題があるんじ
やないかと思いますが私が早期と云う事は今すぐと或は年
内にと云う様な事を私考えまして早期を入れた訳であります
、それで多くの問題がさくそうすると云うことは住民並
まだその合併と云うことに対する充分に考へられてない
と又市当局としても住民にこれを納得させられてないと云
う点も挙げられますし、又去つた議会におきましても万揚
一翁の決議がなされてなかつた事も考えております。それ
から色々と3市村の立地条件の問題とか色々違いまして各
3市村の住民の意思を充分納得させてじやなければ合併は
不可能じやないかと云う訳でありますと、色々と問題が小
さな問題とか、或は大きな問題が住民間にあるんじやない
かと見ております。これに付ましては早めに市と致しまして
ても住民にこれを良く理解をさせる事が最も大きな問題で
あるんじやないかと思います。又中城・北中城とのその他の
の問題について例えば、堀光事業にしろ或は火そう場の問
題にしろこういつたものから早めに解決して行つてお互い

のうち市村の住民の意見が理解によって、こういうものは進められて行くんじゃないかと考えております。別にこの早期と云う事を何時に持つて行くかと云うのが問題でありますて早期と云う言葉はすぐ1~2年内には出来ないと云う様な事であります。

12番～結局議会の開場一致の線が出ないと合併は不可能と云うふうに受取つてよろしいですか。

市長～これについてはですね、もち論議会の開場一致を望む訳でありますけれども、住民が合併してよいと云うその時期のむらがありを見て議会でもお決めになつたら良いんじやないかと思つております。

12番～去つた議会において当議会においてはすでに合併は促進すべきであると云うふうに決論を出したと考えておりますが、その点はどういうふうにお考えですか。

市長～これは良く承知しております。しかし先きも申し上げました様に各市村の立地条件とか、或は住民の意見が充分まとつていないので今まで決められた議会の万葉に沿つて出来るだけ早めに努力して行きたいと考えております

12番～それから財政の強化について審査会47000ドル余りの審査金は早急に整理なさるか、そして不心得の者については審査処分を行うと云うふうに云われておりますが、この件については審査処分をすると云う公約をして頂けますか。

市長～出来ます。

12番～もう一点お聞きします。本年度の事業として現在まで議会が色々と考えて来ております。伊佐浜の埋立事業について全般ふれられてないと云うふうに私は見ておりますが、この問題についてご説明をお願い致します。

市長～お答えします。この件に付ましては、私懲非常に关心を持つておる訳であります。市政方針にはふれてなかつた訳でありますけれども、これは最も本市として重要な問題でありますし、又國土開発と云う意味から致しましても是非これをやらなければいかないと云う事は考えております。又議会におきましても前年度からこれに取込んでおる事も知つております。それで今年度の市と致しましては調査費を2500ドル計上致しまして態勢の調査をして市独自の埋立の計画を進めて行く考え方であります。これに付ましては政府の補助金城は日政援助を折衝致しまして早期に実現したいと考えております。本土からの長期融資制度も考えられますので資金面については出来るだけ政府援助でありますけれども、長期融資の低利資金を考えましてこれを実現したいと考えております。又本年度の政府予算におきましては約25万ドルの予算が計上されておりますけれども、これと平行致しまして出来るだけ早めに内定調査をなして市自体の埋立計画を早めにやりたいと考えております。

議長～15番議員の質問に移ります。

15番～質問致します。広報の挨拶状の中で水道事業の促進という事がありますが具体的に説明をお願いします。

市長～お答えします。これに付ましては宜野湾市が下水道事業の指定市にもなつておる訳であります。又私共の市におきましては、復興途上にありましてこれは上下水道計画と道路計画とも関連致しますので早期に実現したいと市政方針にもうたつた訳であります。特に那覇港沖宜野湾コザの下水道計画がなされておりまして、コザは現在工事を施工している最中であります。那覇も近く施工されるんじやないかと思います。軍の計画によりますと佐浜の伊佐下原に老よう化設備の計画が進められておりますこれは2ヶ月前に私は聞いております。そう云つた様な所もありまして市の不市と致しましても都市形態になる不市と致しましては、上下水道と下水道城はそう云つたものを平行してやつて行つて、そして衛生的にもりつぱな

町作りをする等によつて本市が發展する爲めにいかと
思つております、この予算に付ましては僕の予算でありますので今般御審を経て行きたいと考えております。

15番～しかば、その市長が實業すると云うその下のものは、いわゆる各部の現在ある所の下水道の請求ではなしにいわゆる財政が前倒しておる所の下水道にするという所でありますね。

市長～はいそうです。

15番～これ具体的に入詳がありましたら議会にも提出して頂きたいと云う事を要望します、これは私が開いたかつたのは各部のそう云つた様な下水道事業の実施というふうに考へた次第であります、これは新聞にも出ておりましたけれども管渠が全部アメリカの管理になつておりますうち日本政府の援助もありますし、アメリカの援助もありました、過労負担とかそう云つた點は大誤解の範囲に當しておりますけれども、まだはつきり先手にはつかんでおりませんので新聞にそういつた資料がありまして議会にも提出して頂きたいと云うふうに考えております。

市長～これの具体的資料に付ましては、まだ私も見ておりませんけれども財政方面として下水道の申請をするんだと云う事でまだ具体的な計画とか、或は実質料は持っております。

15番～本件に関しまして今の助役の松井代田代に三回があつた様な話しがありましたけれども具体的な資料もありまですか、もしこの予算になり或は、計画なりありましたら半島に開港にもこの資料を配つてもらいたい事を要望します、併せて要請したい次第であります、私が出してあるこの私の考へてある下水道と云うものは、各部の下水道を私は考へておりますので、この辺を市長の御用なりもしさだいましたら聞かせてもらいたいと云うふうにお願いします。

開作りをする事によつて本市が発展するんじやないかと思つております。この予算に付ましては算の予算でありますので今後計画を続けて行きたいと考えております。

15番～しかば、その市長が実施すると云うその下水道そのものは、いわゆる各部落の現在ある所の下水道の意味ではなしにいわゆる民政府が計画しておる所の下水道にするという訳でありますね。

市長～はいそうです。

15番～これ具体的に資料がありましたら議会にも提出して頂きたいと云う事を要望します。これは私が聞きたかったのは各部落のそう云つた様な下水道事業の実施というふうに考えた訳であります。これは新聞にも出ておりましたけれども管理が全部アメリカの管理になつておりますもち論日本政府の援助もありますし、アメリカの援助もありました。地元負担とかそう云つた項目が大部前の新聞に出ておりましたけれども、まだはつきり充分にはつかんでおりませんので当局にそういうた資料がありましたら議会にも配つて頂きたいと云うふうに考えております。

市長～これの具体的資料に付ましては、まだ私も見ておりませんけれども施政方針として下水道の推進をするんだと云う事でまだ具体的な計画とか、或は又資料は持つておりません。

15番～本件に関しまして今の助役の取扱代理時代に説明があつた様な話しがありましたけれども具体的な資料もありますか。もしこの音楽なり或は、計画書なりありましたら早急に議員にもこの資料を配つてもらいたい事を要望します。併せて質問したい訳であります。私が出してあるこの私の考えておる下水道と云うものは、各部落の下水道を私は考えておりますので、この辺を市長の構想なりもしげざいましたら聞かせてもらいたいと云うふうにお願いします。

市長～各部の下水工と云いますと排水こうの事でありますか
(ユラ番、そうてありますと仰ぶ)

排水こうの問題にせましては市計画部は以前よりこれも順次やつて行くでありますけれども、前にご質問の事項は今現在実施してある事じやないかといいますが、これは出来るだけ各部の排水こうの設備をやつて行きたいと考えておりますけれども今どこをどうがすると信頼までできると云う様な事までは今やつておりません、出来るだけ早めにやりたいと思っております。

ユラ番～市長もまだ就任もない段でありますので、あつちこつち見聞はなされてないと思いますけれども、専いに市長より指導もありまし、各部等を充分に調査検討致しまして早急にやつても良い事を見出します、大阪盆地にしる、それから大阪府にしろ、一字地名それから現市にしろ船とんと魚屋と云つて長い桶な区域でありますので充分検討なされまして相談大きな予算でなければならんという事は後回しに致しまして出来る限り住民の苦痛をお聞きになりまして出来る所から始めにやつてもらいたい事を実現致します。

次にあります、佐世地区の建設とありますが、具体的にはユラ番をお願い致します。

市長～この佐世地区の建設と云う事に付ましては設計と監視管理によつて直らなされる事であります、請考えてねります佐世地区的建設と云うのはおもしくどこかに立派する城じやなくして今現にこうぶ地とか或は山とか、或は田畠があつておる、近い内に区画整理が出来るんだと云う事であれてある所の場所を手始めに民間起業をし、甚は市役を作つてすれば、そこに本のオホから佐世地区が建設されるんだと云う様な事でこれをうたつた事であります。

ユラ番～具体的にこの地区がどうすると云つた様な計画はお持ちやしないありませんか。

市長～まず此地区こちらの方であります、ここが水系の

市長～各部落の下水道と云いますと排水こうの事であります
(15番、そうでありますと呼ぶ)

排水こうの問題に付ましては都市計画或は区画整理でこれも順次やつて行く段でありますけれども、特にご質問の要点は今現在指導しておる部落じやないかと思いますが、これは出来るだけ早めに各部落の排水こうの設備をやつて行きたいと考えておりますけれども今どこをどう作ると何時までにやると云う様な事までは今やつておりません、出来るだけ早めにやりたいと思つております。

15番～市長もまだ就任間もない訳でありますので、あつちこつち見聞はなされてないと思いますけれども、幸いに市長専用車もありますし、各部落を充分に調査検討致しまして早急にやつてもらいたい事を要望します。大綱名地域にしろ、それから真志吾にしろ、宇都泊それから現新城にしろはとんと皆無と云つて良い様な状態でありますので充分検討なされまして相当大きな予算でなければならんという事は後回しに致しまして出来得る限り住民の要望をお聞きになりまして出来得る面から早めにやつてもらいたい事を要望致します。

次に移ります、住宅地域の造成とありますが、具体的に玉井　説明をお願い致します。

市長～この住宅地域の造成と云う事に付ましては都計と区画整理によつて自らなされる訳でありますと、私が考えております住宅地区の造成と云うのはからしくどこかに造成する感じやなくして今現にこうぶ地とか或は山とか、或は田畠があつておる、近い内に区画整理が出来るんだと云う事であつてやる所の場所を早めに区画整理をし、既に道路を作つてしまはば、そこに本のすから住宅地囲が造成されるんだと云う様な事でこれをうたつた訳であります。

15番～具体的にこの地域がどうすると云つた様な計画はお持ちぢやじやありませんが、

市長～まず第2地区こちらの方でありますと、ここが平年度の

事業として立派が就職されてあります。それに平行致しまして区議会選挙候補に入りますのでそう云つたのも私になるのはそこじやないかと見ております。それから大山方面城は大山名古屋方面にもちく此そ云つた事を認めて行けば私の手から住民地の立派が出来ると思つております。それからまだだけ地域におきましても迷惑されればりつな住民地の造成が出来る可能性があると見ております。

12番～これと關連すると私はまだ某用地の申請請付をやりたいと云う考えはありませんか。

市長～これについてはまだはつきりした市内の某用地關係は御説すべきであると云つた様な事がまだはつきりつかんでおりませんのでまだ尋えておりません。

12番～この質問はお終ります。
公共用地の施設の件を具体的に説明を願います。

市長～公共用地の施設の件に付ましては、本年度予算にも出しております。私所見點をするためにどうしても現在の市有地では作られませんのでこれを市幹部としてこの役所を本年度で建設すると云う事であります。又言らしむれば建設ですか、出来たらしい他の区の役所所用地が市で確保するということになつてゐる様であります。これの用地それから子供のための学習室の用地を確保して母子子供のため遊び場を作るとか、或は役所を二段階的に作つて行くと云う様な考え方でこれを出す所であります。

12番～この役所の間は大体ある所であります。このうちの2区にしましても本校の土地に致しましてもこれからありますし具体的には2区役所は今着手されつつありますが、これと関連致しましてこの公民館用地などを確保すると云つた様な事も計画されておりますが、

事業として道路が計画されております。それに平行致しまして区画整理事業に入りますのでそう云つた最も先になるのはそこじやないかと見ております。それから大山方面或は大蛇名真栄原方面にもちく次そう云つた事を進めて行けばおのずから住宅地域の造成が出来ると思つております。それから哥だけ地域におきましても道路さえ並ればりばな住宅地の造成が出来る可能性があると見ております。

15番～これと関連すると思いますけれども軍用地の譲放諒情をやりたいと云う考え方にはありませんか。

市長～これについてはまだはつきりした市内の軍用地關係或は譲放すべきであると云つた様な事がまだはつきりつかんでおりませんのでまだ考えておりません。

15番～この質問はお終ります。
公共用地の確保の件を具体的に説明を願います。

市長～公共用地の確保の件に付ましては、本年度予算にも出しています。保育所設置をするためにどうしても現在の市有地では作られませんのでこれを是非強調してこの保育所を本年度で建設すると云う事であります。以前らしい昨年ですか、出来た新しい地区的な事務所用施設が市で確保するということになつてゐる様であります。これらの用地これから子供のあそび場等の用地を確保して将来子供のあそび場を作るとか、或は保育所を年次計的に作つて行くと云う様な考え方でこれを出す所であります。

15番～この保育所の問題は大体分る所でありますが、この3区のですが、3区にしましても新規の土地に致しましてもこれからでありますし具体的には第2工区地区は今着手されつつありますが、これと関連致しましてこの公民館用地などを確保すると云つた様な事も検討されておりますか。

市長～第2地区の経営整理等に行ましてそういう事を考えてお
ります。

12番～次の質問に参ります。農地の整理は耕事業の問題につい
て詳しくお聞かせ願います。

市長～この問題にせましても、農業を説明するに際めず常に
國力農業をしなければいけない事であります。かん手に申しますと出来るだけ力を置いて農業すると云う時で
あります。これを三みると云う事が最も完成であります
してそれをやるにはどうしてもやはり農業を進めるなければ
いけないと云う見であります。それで農業は農業を進
めるには農地の整理が最も必要であります。現在の
農地は100坪から2～300坪の非常に狭い農地で
あります。その計画もなされてないし非常に複雑化農
業を持って行くには不便な農地の状態であります。これ
は本邦政府におきましても或は他の政府におきましても
既往年以前からこれを計画し進めております。けれど
も中国においては尚未進められないような状態であります。
我々の市でもさか年幾度なるかと思いますが、福井
市の耕地を八ヶ岳地区に運びきれておりまずけれど
もその後これが埋められてありますので生糞これを進
めて行きたいと思うのであります。これをすることによ
つて生糞の性質が直ちれる所であります。耕作をして
農家の收入を擴大して行くと云う事にならるゝであります
のでこれを進めて行きたいと考えております。これらの
資金面にせましては社とんどの0.8%の政府の予算
でまかないますので出来る事を思ひます。

12番～この問題は日本本土でもそうとう問題になつてゐる問題
であります。即ち耕地の耕事業と云うものは各府は非常
に珍重であります。我々もそういうふうに進歩してお
る所です。私が最初日本が山田で努力する様に農業の
開拓を盡りてて行くと云う事と並んで農業の研究の
事をして行くんだと云う事を云つております。これは
何を達成するかと云う事であります。日本本土が100

市長～第2地区の区画整理等に付ましてそういう事を考えております。

15番～次の質問に参ります。農地の構造改善事業の推進について詳しく述べて願います。

市長～この問題に付ましては、農業を振興するにはまず其元に切刃機械をしなければいけない訳であります。かん單に申しますと出来るだけ力を省いて農業すると云う訳でありますが、これを進めると云う事が最も先決であります。それをやるにはどうしても機械化農業を進めなければいけないと云う訳であります。それで機械化農業を進めるには農地の構造改善が最も必要であります。現在の農地は100坪から2～300坪の非常に細かな農地であります。まして道路の計画もなされてないし非常に機械化農業に持つて行くには不便な農地の形態であります。これは本土政府におきましてもやはり沖縄の政府におきましても数年前からこれを計画し進めております。けれども沖縄においては沖縄でも2ヶ月位かかるかと思いますが、沖縄の耕地をハイロット地区に指定されておりますけれどもその後これが進められておりませんので是非これを進めて行きたいと思う訳であります。これをすることによつて生産費の軽減が図られる訳であります。増産をして農家の収入を拡大して行くと云う事にならる訳であります。それを進めて行きたいと考えております。これの資金面に付ましては社とんど80パーセント政府の予算でまかないますので出来る事と思います。

15番～この問題は日本本土でもそうとう問題になつておる問題であります。即ち構造改善事業と云うものは名前は非常に結構でありますし、我々もそういうふうに理解しておる訳です。処が故池田首相が国会で答弁する様に農民の6割を張り立てて行くと云う事と合せて農業の構造の改善をして行くんだと云う事を云つております。これは何を意味するかと云う事であります。日本士が100

第一でシテの貿易販賣を目標にして日本々士の農業の
開拓を以て行つていわゆる農業の資本主義化振興化と
云う事を1つの目別標にしてうたつておる段であります
事実そいつたものがその弊害が日本々士で隠つてその
ハイロット地図の上邊に隠つております、この今た
だすら非常に農場開拓で沖縄の農業或は一般の勞働者と
云うそのものも非常に大貴重であります、船が近にこの
20000万ある農業をこの日本々士政府が隠めて行つて
いる様な構造改革の夢をめぐらしかねると云ふと、こ
れを切り捨てて行くと、そうして那時産業から農業へ ~~へ~~
隠らして行つて詔書を眞面目にして行くとこういうふ
うに実際は現れつつある段でありますとこの沖縄で今
六所の尋常改修事務の具体的な實學なりそいつた
頃は市長さんがお考えになつてゐる様な笑顔にこうだと
云う資料がありましたらこの資料を添付してもらいたい
と想つています、そうして充分に前線の行く様に長と ~~と~~
してもこの農業改修事務の本質というものを割りたいと
云うふうに考えておりますのでもし具体的なこういうふ
うに構造改革するんだと沖縄改修事務を進めた結果
はどういうふうになるんだとそういう様な具体的なスケ
ジュームなりがござなりがござましたらこの資料を是非
通じておきたいこういうふうに思います。

市 市～これに付まして沖縄改修事務にむづかしい問題でありますと農
業改修事務を進める事ともち論理が誤認したからといつて
かくなるればありませんけれども、自分の耕種といふ
ものは非常に貴重があるという事もありまし、又この
事務と云うものは非常に大きな事務でありますと、佐島
との話し合ひといふものがなされてゐてこれは出来る
所であります、又この問題に付ましては今おつしやられた
具体的な資料を作成して佐島にも付らし、そして前線
の上にしか得られない経験でありましてまだ具体的な資料は
作つておりませんのでこれを作りましてからしが出来ない
と見つております。

12番～15番の質問ははぶきます、16番もはぶきます、各説明の

パーセントの貿易自由化を目標にして日本々士の農業の
構造を變えて行つていわゆる農業の資本主義化集団化と
云う事を一つの目標にしてうたつておる訳であります
事実そいつたものがその駆逐が日本々士で起つてその
パイロット地区の逐上運動が起つております。この今た
だすら非常に雇用關係で沖縄の農業或は一般の労働者と
云うそのものも非常に低賃金であります。又が更にこの
10何万かある農業をこの日本々士政府が進めて行つて
いる様な構造改善事業のくるいからしますと云うと、こ
れを切り捨てて行くと、そうして基幹産業から農業人々
流らして行つて産業予備員形成して行くところなど
ふうに実際に現れつつある訳でありますがこの沖縄で今
云う所の構造改善事業の具体的な骨等なりそいつた
或は市長さんがお尋ねになつている様な実際でこうだと
云う資料がありましたらこの資料を添付してもらいたい
と思つています。そうして充分に納得の行く様に私としま
してもこの構造改善事業の不質というものを知りたいと
云うふうに考えておりますのでもし具体的なこういうふ
うに構造改善するんだと或は構造改善事業を進めた結果
はどういうふうになるんだとそういう様な具体的なスケ
ジュールなり骨等なりがありましたらこの資料を是非
提出して頂きたいこういうふうに思ひます。

市 長～これにはましては非常にむつかしい問題でありますて農
民が土地を愛する事ともち論構造改善したからといつて
無くなる訳ではありませんけれども、自分の耕地という
ものは非常に愛着があるという事もありますし、又この
事業と云うものは非常に大きな事業でありますて、住民
との話し合いというものがなされて初めてこれは出来る
訳であります。又この問題に付ましては今おつしやられた
具体的な資料を作成して住民にも知らし、そして納得
の上にしか得られない訳でありますてまだ具体的な資料は
作つておりませんのでこれを作りましてからしか出来な
いと思つております。

15番～4番の質問ははぶきます、4番もはぶきます、各農業の

税金政策について具体的に説明を願います。

市長～これに付ましては、第2次選舉に付ましては從業やつて
なります保護政策を取つて行つて農業の成長率を考えて
あるのであります。が、この結果、次選舉の田が後も農
業界1次選舉を行つておるが、これは何であります。式に2次選舉については
市議会議員と議員並選舉が進んで、それで色々な議論が討
論されるんじやないかと考えまして、議員並選舉をやめに
しまして、2次選舉の議論をしたいと思っております。
うえ選舉にはましては、商工会と良く連絡の下にどの
議論を考えて行きたいと思っておりますが、先づき
も前の市議員にもありました様に商工会の意見という事
にはましては、金融問題の現状と、更に商工議會會長の問題
が最も注目になるんじやないかと思いまして、今後の商
工議に付ましては、金融問題の議論についても充分考
えて行きたいと思っております。以上

12番～常に私がお聞きしたいのは、農業開拓でございますが、
この農業開拓といふものは私が知らない間で、そうとう進歩
がなくなつてあると思いますけれども、何か非常に豪華均
等開拓をやつてある様な気がする所であります。もう少しこそ
れば、新潟市ならどういうものが進するんだと
云つた様な意図のある所の近畿或は、例えばいかんが良
いとか成は何かが良いとか、そういう一つの様な基準のある所
のとえばアライ、そういう一つのものを具備時に考えてない
かどうかを知りたいであります。

市長～これに付ましては、もちらんとお話ししますが、前回
我から危険車とも連絡を取つておりまして、沙國町とか
坂は、二二ヵ月ハリスの高さいの問題とか、こういったもの
を認めて、キヤト道路でない限りで新市形態を作る五井
市に幸運の影響はこうあるべきじやないかと云
う事で考えております。詳しい事に付ましては、議長から
お聞かせます。

議長～暫くお尋ねします。(午前2時54分)

保護育成について具体的に説明を願います。

市長～これに付ましては、第2次産業に付ましては従来やつております保護政策を続けて行つて農業の発展策を考えておる訳であります。特にこの構造改善事業の面が最も農業第1次産業を育成する基本的なものになるんじやないかと考えておる訳であります。次に第2次産業については都市計画と区画整理事業が進んで始めて色々な政策が誘致されるんじやないかと考えまして区画整理事業をはじめに推進致しまして第2次産業の誘致致したいと思つております。第3次産業に付ましては商工会と良く連携の下にこの育成策を考えて行きたいと思つておりますが、先づきも前での質問にもありました様に商工会の育成という事に付ましては金融問題の解決と更に商工業者自体の問題が最も重要な問題になるんじやないかと思いまして今後の商工業に付ましては金融問題の解決策については充分考えて行きたいと思つております。以上

15番～特に私がお聞きしたいのは、農業関係でございますが、この経済信託というものは私が知らない面でそうとう活用やすくなさつておると思いますけれども何か非常に事務的な問題だけをやつてやる極端な気がする訳であります。もう少し例えれば宜野湾市ならどういうものが適するんだと云つた極端な意欲のある所の政策では、例えばみかんが良いとか取扱は何かが長いとかそういう一つの意欲のある所の例えればリサイクル等そういうたものを具体的に考えてないかどうかを知りたいであります。

市長～これに付ましてはもう論私と致しましても前の組合長時代から色々市とも連携を取つておりまして果樹園芸とか或はビニールハウスの栽培の問題とか、こういつたものを進めてキビュウ栽培でない農業で都市形態を作る宜野湾市における農業の形態はこうあるべきじやないかと云う事を考えております。詳しい事に付ましては課長から説明させます。

議長～暫く休憩致します。（午前11時55分）

（午前 11 時 57 分）

新規長へお答えします。宣野市市の場合は市町村とは申
も任せが過いまして、いわゆる宣野市市の行政のある
農業というのは今の所被^{ひき}されたものでの出来事で、とい
ふまでは國領方面にあります。ハインとか、そ
ういう土じようを運んで、輸出出来る作物がある紙です。
しきし宣野市の場合にはそら特産のある、いわゆ
る土じようが御座居ません、それと醸谷やそれから經
赤川方面にありますとして申すではあります。い
わゆる土じよう關係でそれから輸出關係でそういう
なんてハインとか、美じゆと今は思ふると思ひます。
しかし宣野市にござましては、いわゆる紙の販賣
といいですか、こういうはうよう紙とか、そういう種
の關係でそういうのじすぐには獎勵して、すぐやると
いうことは、ちょっと難しいんじやないかと思ひます。
しかし我々としては、じめびようは國を越つて輸りま
すので、いわゆる宣野さいがたれる時のもの地図の
いう關係に対する作物として、ハバナとかそういうもの
を獎勵して、いわゆるはうよう道がある都路を重直
時にやつて配給してあります。それがちば在島街頭が
やつているものに対してして見ていわゆる宣野市は、一
般耕作面積がらいいましても余裕があると思ひますが、
ぜひ作がう勞のを付けてあります。それでぜひ作に付いて
見ていわゆる経営者ちゆうの技術とか、それから肥料を
みつくなどと云ふ。そういうようなことをして農業はい草つてお
りますが、しかし又云々かい關係にありますと、まさに
といふのは第一歩がなければいかない段です。それで
今までやつてありますか? 今度からやつてあるそれを
いを獎勵するという意味で並びニーハウスアドビニ
ルハウスに申すましても施設は大きめ小なりある段ですが
が今までいわゆるトッキル式のじニーハウスアドビニ
ルとしてやつてありますか? それで既にこれを購入をさ
かんで、今まで大きなさかじニーハウスですが、いわ
ゆる簡易ヒューリカルハウスといつて申すのものを買つ
て来てそれをいを貯ねる置くを併ねるあるいは、いわ
ゆる多機能設計そういうふうにし向けて行きたいと考

議長へ再開いたします。(午前11時57分)

経済課長へお答えします。宜野湾市の場合には他市町村とはおもむきが違いまして、いわゆる宜野湾市の特徴のある農業というのは今の所徴えたるものであります。といいますのは国頭方面におきましては、バインとか、そういう土じようを運んで、結局出来る作物がある訳です。しかし宜野湾の場合にはそう特徴のある、いわゆる土じようが御座いません。それと越谷やそれから具志川方面におきましても同じ中頭ではありますが、いわゆる土じよう関係でそれがから地形関係でそういうなんでバインとか、果じゆとかは出来ると思います。しかし宜野湾市にねきましては、いわゆる戦争の被害といいますか、そういうほうふう林とか、そういう地形の関係でそういうのはすぐには奨励して、すぐやるということはちよつと難しいんじやないかと思います。しかし我々としては、じゆびようは園を持つておりますので、いわゆる夏野さいがかかる時のいわゆるそういう関係に対する作物として、ババヤとかそういうものを奨励して、いわゆるほうふう垣がある部落を重点的にやつて配布しております。それから現在経済課がやつているものに対しましてはいわゆる宜野湾市の一一番耕作面積からいいましてもお解りかと思いますが、きび作が3分の2位であります。それできび作においてはいわゆる病害ちゆうの防除とか、それから野ねずみのく除とか、そういうようなもので遊びいやつておりますが、しかし又そさい関係になりますと、そさいというのは第一水がなければいかない訳です。それで今までやつておりましたが、今度からいわゆるそさいを奨励するという意味でビニールハウス、ビニールハウスにおきましても結局は大なり小なりある訳ですが今までいわゆるトンネル式のビニールハウスを奨励してやつておりましたが、それではいかないというなんで、今度から又大きなビニールハウスですか、いわゆる簡易ビニールハウスといつて中型のものを持つて来てそさいをいわゆる夏でも作れるそさいを。いわゆる1号線沿はそういうふうにし向けて行きたいと思

つていなず、それから現在宇都泊、大鹿名、大山、伊佐方面に水をましては、他の町村ではさぬの出来ない作物が出来てあります。といいますのはいねゆる水稻では、どうしても外水が入つて来て現在の水稻の直段とか、こういうあれで植たうち出來ない話です。しかし宮野町等に水をましては玉子が最初に水をましては、のく水が通いというととですね、それで水稻に代る作物として水イモ、いわゆる方言でいう田芋ですね、あれが大分伸びております。それにつきましては、ちよと手をみたいにして、中耕ひようはとか、除ひようはとか、そういうものを絞つて今までの養成をするというこれまで一筋検討してみましたが、終局とかその他の方面にそういう面白い方法とか、そういう面について問い合わせてみましたが、そういう水稻に関する資料ですか、それがありませんし又我々が検討してみました所大体太攀の時期が玉子植替していいといわれてある様な方々からも聞いて、そういう12月頃を率りますと、どうしてもあれは水イモの場合玉子でありますので、全計年保とかそういう關係で、どうしても中耕ひようはとか、いわゆるそういうものが作れない話ですか大体水稻と水イモと比較しますと、大体6倍から7倍位の収益がある段です、いわゆる水稻の玉子、2層作入れでですね、それから水イモの玉子といわゆる収益高ですね、そうしますと大体その水稻が非常にいいんじやないかというわけで、現在又その水イモの収益をもう1回換えてですね、そういうものも調べて見ましたが、この間につけましては、現在農業委員会が渠つている農業でもそういう、これによくよく渠が大きいせん、それでそこも我々としては、渠を既に今から研究して水イモの栽培もやつてやきたいと覺っています。大体宮野町等におきましては、他の町村と比較する際にはささいませんで、毎年宮野町の場合はいねゆる量が少い不足、夏の子さい關係がありますし、又1番目におきましては、雨量に依いでね、いねゆる天候作ですね、それからもう1番目に多いですね、水イモとそさいを中心として持つていつたらどうかと、我々検討議の方で検討

つています。それから現在宇地泊、大畠名、大山、伊佐方面におきましては、他市町村ではまねの出来ない作物が出来ています。といいますのはいわゆる水稻では、どうしても外米が入つて来つて現在の水稻の値段とか。そういうあれではたちうち出来ない訳です。しかし宜野湾市におきましては1号線沿いにおきましては、わく水が遠いということですね。それで水稻に代る作物として水イモ、いわゆる方言でいう田イモですね。あれが大分のびております。それにつきましては、ちよどキビみたいにして。中間びようほとか、原びようほとか、そういうものを持つてなえの養成をするというあれで一応検討してみましたが、政府とかその他の方面にそういう裁はい方法とか、そういう面について問い合わせてみましたが、そういう水稻に関する資料ですか。それがありませんし又我々が検討してみました所大体大寒の時期が1番植付していいといわれてある農家の方々からも聞いて、そういう12月にもなりますと、どうしてもあれば水イモの場合1年でありますので、会計年度とかそういう関係で、どうしても中間びようほとか、いわゆるそういうものが作れない訳です。大体水稻と水イモと比較しますと、大体6倍から7倍位の収益がある訳です。いわゆる水稻の1期、2期作入れんですね。それから水イモの1年といわゆる収穫高ですね。そうしますと大体その水稻が非常にいいんじやないかというわけで、現在又その水イモの病害ちゆう關係ですね。そういうものも調べて見ましたが病害ちゆうとか、そういうのを調べて見ましたが、この件につきましては、現在農業会社が使つている農薬でもそういう。これによくよく薬がございません。それでそこも我々としては、ある程度今から研究して水イモの奨励もやつていきたいと思つています。大体宜野湾市におきましては、他市町村とは違う形態にござりますので、第1宜野湾市の場合にはいわゆる野さい不足。夏のそさい関係がありますし、又5号線沿におきましては、面積においての、いわゆるキビ作ですね。それから1号線においては、水イモとそさいを中心として持つていつたらどうかと。我々経済課の方で検討

しております。以上が河野市長の状況として又今から
言めておくべき問題じやないかとひつておきま。

チヨウへお聞きしまして、その立場を何なりを取らざるが分ら
ない處もある點でありますやので、先分後醍醐レテし正
相尊御成をお願いします。私の眞摯を御承ります。
私の眞間に移ります。そ因後醍醐御邊にゆくでは、一旨
も他城方舟ではふれておりませんが、どういうふうなのが
おえになつてありますか。

由　是～この問題につきましては、改ためて後醍醐方にどうア
リ～ということは専天なかつた所であります。これが
当然のことでありまして、そ因後醍醐かくてもあらゆる
のの解決が出来ない所であります。もとよりにそ因後醍醐の
復興を目指すように進めて行く所えであります。

お～そ～
19番2号を施政として今分りませせけれども、いか被官長に
お聞きしては、今日が成人式であります。被官でいらっしゃ
とこういつたときに施政方舟にもう見えないというよ
とそれがこの質問を出しますが、もとより
の問題は個人やある特定の組織だけではなく組織や個人
であります。しかし今現にありますような事務委嘱
は市長委嘱長を、次は中間には中間委嘱課長で才歩
そういうものもありますし、完全にやういつど中で
話し合ひを頼むとして、この問題も放逐しておいた
いということを要望する所であります。所をとも各々
を問題にいたしましても次第に争議に歸する立場とい
うのはあらゆる点で困難はある所であります。しかし
核心底氣を説いてするから、中間かはその徳めしい
問題も放逐するというふうに考えておきます。
併えは教育費の開庫貢租、そういう問題も含みと今
乗民の切実な要求にござりますして中本博士は府令が
かや何える所ばかりであります。まだいつかは開庫の署長が
来る複数で市長の立場として個人的に開庫を押して、この問題
も市民の生業に立つてがん張つてもらいたいというこ

しております。以上が宣野市長の状況として又今から
進めていくべき問題じやないかと思つています。

15番～お聞きしまして、その立場条件なりを我々が私が分ら
ない点もある訳でありますので、充分検討致しまして
指導育成をお願いします。私の質問を終ります。
次の質問に移ります。そ国復帰の問題については、一言
も施政方針ではふれておりませんが、どういうふうにお
考えになつておりますか。

市長～この問題につきましては、故ためて施政方針にどうす
るということは考え方なかつた訳であります。これは
当然のこととてあります。そ国復帰なくしてあらゆるも
のの解決が出来ない訳であります。早期にそ国復帰の
実現を期するように進めて行く考え方であります。

～～～
15番～考え方を施政として今分りましたけども。いわば市長に
とりましては、今日が成人式であります。例えていう
とこういつたときに施政方針にもうたえないということ
で私がこの質問を出した訳であります。もち論この
問題は個人やある特定の団体だけで推進出来ない問
題であります。しかし全球にありますように講長会或
は市長会長会。或、中部には中部振興協議会ですか
そういうものもありますし、充分にそういう中で
話し合いを持ちまして、この問題も推進してもらいた
いということを要望する訳であります。何ごとも色々
な問題にいたしましても実際に沖縄に対する立場とい
うのはあらゆる点で困難はある訳であります。しかし
誠心誠意を持つてするならば、何時かはその難かしい
問題も解消出来るというふうに考えております。
例えば教育費の国庫負担。そういう問題も着々と今
県民の切実な要求におされまして日本本土政府もおい
おい考える所になつています。そういうた關係で市長が
出来る範囲で市長の立場として個人的に出来なければ
当然そういう法的な機関に持ち出して。この問題
も市民の先頭に立つてがん張つてもらいたいというこ

とを禁斷致しましてこの質問を終ります。
次の質問に移ります。

されば各務の問題であります。先せう2年半は答
事をやめましたので、詳しく説明を乞ひます。
まず、時間の問題であります。即ち市長の任期中と
申しますと4ヶ月であります。さればこの4ヶ月の間に
この会計問題を実現するつもりでありますか。この時
間について大体はつきり何月算賃と何年後によると
いふことはもち論難しいであります。されども、この
任期中ということで考えてもらいたいと願ひますが
その任期中に実現出来るといふふうに考へておられるかど
うか。その辺をお聞き致します。

市長～されば先きも申し上げましたように色々と仮説
をしておられは、その詳細といふものがにつきり致し
ませんので、これは任期中に実現するということは、
たゞて以前は出来ないのであります。

ヨウジ～次に移ります。施設事業について、これも同じく任期
中に出来るかどうかを質問します。

市長～その問題につきましても、大きな問題であります。
在樹任期中にこれをやるんだという約約は出来ない事
でありますけれども、早急に計画を立てまして出来る
だけは早目にやるということだけ申し申し上げられたが
前であります。實務の方の物語力を發揮して出来うれば
は早急にやつて任期中にやりたいとおつておりますが
れども、色々と予算の問題とか、事業の大きさからい
いますと、任期中に全部やるんだという約約は出来な
いめであります。

ヨウジ～この問題はもち論相当大きな問題であります。この問
題をやるために何をやりますか。即ち本當の財源で
やるのか、その外のやうでもふうともううけたま
はりをいと言ひます。

とを要望致しましてこの質問を終ります。
次の質問に移ります。

これは合併の問題であります。先き12番議員に答弁なされましたので、詳しくは聞かないつもりであります。時期の問題であります。即ち市長の任期中と申しますと4ヶ年であります。これはこの4ヶ年間でこの合併問題を実現するつもりでありますか。この時期について大体はつきり何月何日と何ヶ年後にやるということはもち論難しいでありますよけれども。この任期中ということで考えてもらいたいと思いますがこの任期中に実現出来るというふうに考えているかどうか、この辺をお聞き致します。

市長～これは先きも申し上げましたように色々と住民に納得してでなければ、その時期というものがはつきり致しませんので。これは任期中に実現するということは、ここで確約は出来ないのであります。

15番～次に移ります。廃立事業について、これも同じく任期中に出来るかどうかを質問します。

市長～この問題につきましても、大きな事業であります。全部任期中にこれをやるんだという確約は出来ない訳でありますけれども、早急に計画を立てまして出来るだけ早目にやるということだけしか申し上げられない訳であります。皆様方の御協力を得まして出来うれば早目にやつて任期中にやりたいと思っておりますけれども、色々と予算の問題とか、事業の大きさからいいますと、任期中に全部やるんだという確約は出来ないであります。

15番～この問題はもち論相当大きな問題であります。この問題をやるためにの施策といいますか、即ち本市の財源でやるのか、その辺の考え方でもありましたらうけたまわりたいと思います。

市長へ～この問題につきましては、うち他の市や財團もいかで
支つき込むなどむろばいかないと思いますが、これに就いては、
意見の相違とされは基础设施による資金それに先き申し
上げました様に今度は基礎整備による資金それに先き申し
上げました様に今度は基礎整備費を嵩てまして、基礎整備費
を交付しまして、個別の要件で予ていた外に交付を
受けます。つまり予ていた外に交付を受けることになります。

◎議長～いかゆる日本本土で今やつてある日本本土藝術分野と
いう面があり日本本邦、そりやつたものと関連をながめ
やるお話を聞きませんか。

市長へ～この問題につきましては、主としていつた具体的な費
用を算てありますんで、はつきりしたことはなりませんが、
そういうつなようなことが、出来させれられま
せんが、それを実現するためには、このように

◎議長～先も御との問題も、先きの整備の問題と問題に非常に
延しある問題でおあります。しかし現に沖縄に日本本邦
支那法が適用されてゐる法があります。日本は琉球年
代とこれはちち琉球は別の形で取られておりますけれども、当然日本法が適用されるからこそ、こういつ
た問題が出来てある現であります。又今福島で火災
住宅法の適用を要せまして、現行のアパートを作つて
あります。具体的な数字を取らせて、220万円と
建設工費の内の50万円ずつ余りの施設を受けてお
ります。こういつたものは当然日本本邦といふものは、
沖縄に対して責任がありますので、そりやつた原因合
いからもうさへも先きの問題問題に各町町村各段八つ
八つでは非常に思ひし難處であります。可開口会所
たりて 整頓費 してやることによつて済して平らな
問題でないというふうに考えており生ずるので、この
の面を充分に各町町村の色々な会でお互に検討され
まして、やむそりやつた様な方向でやつて貢献され
いかことを要請申しめ候ります。

企画部局の監査状況について具体的に説明を願います。

市長～この問題につきましては、もち論市の財源もいくらかつき込まなければいかないと思いますが、これは政府の援助とか或は日政援助による資金それに先き申し上げました様に今度の長期融資を当てまして、長期融資を交渉しまして、低利の資金でやつていく外にないと考えております。

15番～いねゆる日本本土で今やつている所の国土総合開発という面がありますが、そういうしたものと関連しながらやるお考えはありますか。

市長～との問題につきましては、まだそういうた具体的な資料を得ておりませんので、はつきりしたことは分りませんが、そういうたようなことが出来うればこれもあん案して行きたいと思つております。

15番～もち論この問題も、先きの復帰の問題と同様に非常に難しい問題であります。しかし現に沖縄に日本の国庫支出法が適用されておる法があります。例えば道府年金法、これはもち論形式は別の形で取られておりますけれども、当然日本法が適用されるからこそ、こういつた問題が出来ておる訳であります。又今那覇市で公営住宅法の適用を受けまして、市営のアパートを作つております。具体的な数字を申しますと、120万ドル余の織工費の内の50万6千ドル余りの補助を受けております。こういつたものは当然日本政府というものは沖縄に対して責任がありますので、そういうた意味合ひからもち論これも先きの問題同様に各市町村各個バラバラでは非常に難しい問題でありますが、市町村会あたりで切さたくましてやることによつて決して不可能な問題ではないというふうに考えておりますので、この面も充分に各市町村の色々な会合でお互に検討されまして、充分そういうた様な方向でやつて頂きたいといふことを要望申しあげます。

次の質問に移ります。

公営市場の整備拡充について具体的に説明を願います。

吉 先生～この点につきましては、第二地区の区画整理がなされてから不格調な状況がなされるるじやないかと考えておる次であります。施設直にかぎりして就業在の資本の相場を成る所はないんじやないかと見つております。又地在の市長は木造建物であるとして、あまり長く持つということも御すら御ませんし、将来は現在の面積を除去して、下駄屋のアパートにして、2、3層は市営住宅にしたいという様な考をもつておられます。馬鹿の由緒の整理ということにつきましては、まだ考へておません。今度の第二地区的整備がなされて、そこに住民が相当入ったあがつきには色々と都市の機能が考えられるんじやないかと見つております。

ヨウ吉～廻所として、やはり在地所である段ですね、施設をいわゆる現在の整備を検査してそこは施てるという計画である次ですね。

次の質問に移ります。

学校敷地の平畠買上げをすると共に学校用品並びに教具の当実を図る計画であります。云々とあります。具体的に説明をお願いします。

吉 先生～お答えします。現在の学校敷地に中学校を建設する當天開山事務を除いては大体、概算、予算が中学校改築であります。それの改築料が約9,000ドル位であります。それで教育予算の大部分がこれになります。平板用品の購入費疊が、それだけある點であります。是非これを平畠買上げを行おうとして、今の教科書費としているがち用しを置であります。以もとも現状は改築料に、それが負われて学校用品の充実が出来ないといった現状であります。これを買上げの平板改築と申し上げた次であります。これ以前を申しましても、教育委員会とよく話し合いの上に、これを教育して行きたいと考えております。

ヨウ吉～具体的な御えはどの校區から買上げを実施するといつた
事で計画はない段であります。

市長～この件につきましては、第二地区の区画整理がなされてから本格的な拡充計画がなされるとんじやないかと考えてある訳であります。現時点におきましては現在の市場の指導育成の外にないんじやないかと思つております。又現在の市場は木造建物であります。あまり長く持つといふことも考えられませんし、将来は現在の建物を除去して、下たばきのアパートにして、2、3階は市営住宅にしたいという様な考え方もおつております。現在の市場の拡張ということにつきましては、まだ考えておりません。今度の第二地区の整備がなされて、そこに住民が相当入つたあつきには色々と拡充の問題が考えられるんじやないかと思つております。

15番～場所としすは、やはり現場所である訳ですね。現場所をいわゆる現在の建物を撤去してそこに建ててるとんじやないかと思つます。

次の質間に移ります。
学校敷地の早期買上げをすると共に学校備品並びに設備の充実を図る計画があり、云々とあります。具体的に説明をお願いします。

市長～お答えします。現在の学校敷地は中学校を除いた普天間中学校を除いては大山、新敷、宣野瀬大学校敷地であります。これらの敷地料が約9,000ドル位い出ております。それで教育予算の大部分がこれになりまして、学校備品の購入資金が、それだけ減る訳であります。是非これを早期買上げを打ち出して、私の施政方針としても打ち出した訳であります。けれども現状は敷地料に、それが食われて学校備品の充実が出来ないといつた様な状態であります。これを買上げの早期実現と申し上げた訳であります。これは何と申しましても、教育委員会とよく話し合いの上に、これを実施して行きたいと考えております。

15番～具体的な例えばどの校区から買上げを実施するといつた様な計画はない訳でありますか。

市長へお詫び申すとの打ち合せがやつておりませんので、承ることはまだない状況であります。

ヨウ素ヘマの問題は非常に重要な問題でありますと、学校教諭が不當に解かということをよく耳みた字を認めてあります。されどこれでは公共の信頼を得るためにいかなる理由があるにせよ、個人は負担を厭じさせではなくらんと思ひます。そこでどういう立場から見たらするも、こういつた問題は選手会に問題としてちりめんかねことをを理解します。

次に市営住宅の建設について説明を願います。

市長へお詫び申す、これは前回の公営住宅の件と実績計算書がなされておりまして、本市もその対応市になつております。それで早急にこれを市営計算書を調査をせましめて市営住宅の実績を考えていきたいとおもつておられます。そこで公営住宅の実績のうち年計算につきましては、65年から66年が2期、66年から67年が2期になつておられます。貢献額は概2期に予定されている段ですが、66年度は既に実績をこぼすに決定されました。67年度は公営被災者や民政府の施設費等が担当部門が見込まれますので、67年度に貢献額市としてもこれを考えて行くようにしておこう。それで、それを踏まえると市営の実績になりますので、今後はそいつをことごとくにみかさして現地の現状に気を配りたいとおもておもいます。又現状につきましては貢献から賃料の現状方を依頼されておらずので、出来るだけ早目に出発の段階と並んでそれを見てられるように計算を盛めて行きたいとおもておもいます。

市長へ質疑願います。(午後2時5分)

市長へ答申いたします。(午後2時5分)

市長へお詫び申します。

19番～私の質問が契約については、先程歩道橋から質問されておりますけれども、一路この方面から少し方向を

市長～まだ委員会との打ち合せがやつておりますので、私としては、まだない訳であります。

15番～この問題は非常に重要な問題であります。学校敷地が不當に安いということをよくみみにする訳であります。が、当然これは公共の施設を作るためにいかなる理由があるにせよ、個人に負担を感じさせてはならんと思います。そこでそういう見地から見ましても、こういつた問題は速やかに留意してもらいたいことを要望します。
次に市営住宅の建設について説明を願います。

市長～お答えします。これは政府の公営住宅の第2次建設計画がなされておりまして、本市もその指定市になつております。それで早目にこれを都市計画と関連させて市営住宅の建築を考えていきたいと思つております。この公営住宅の建設の3ヶ年計画につきましては、63年から60年が1期、66年から68年が2期になつております。宜野湾市は第2期に予定されている訳ですが、66年度は那覇とコザに決定されまして、67年度は日政援助や民政府の補助金等が相当増額が見込まれますので、67年度に宜野湾市としてもこれを着えて行くようにしております。それで、それを建築する用地の問題になりますので、早目にそういうことを考慮に入れまして敷地の獲得に気を配りたいと考えております。又第3期につきましても政府から資料の提出方を依頼されておりますので、出来るだけ早目に用地の取得と次々にこれが進むられるように計画を進めて行きたいと考えております。

議長～暫休憩いたします。（午後零時18分）

議長～再開いたします。（午後2時10分）

議長～次は19番の武島氏よりお願いします。

19番～私の質問第2項については、先程安里議員から質問されておりますけれども、一応この文面から少し方向を

至しまして質問したいと思ひます。市長の市長の
皆様が併についてでありますけれども、先程の市長の
御答弁によりますと、色々問題が発生しておるといふこと
をやつておりましたが、この問題に入る前に保
養院の会というのと既に成るべくありますけれども、
その保護監視委の事務についてお伺いします。

市 長～お答えを申します。保護監視委につきましては、當市設立
時代にう出来つただけです。その度はまだ通じられており
ません。これについては出来るだけ早目にこれを乗りを
持ちまして運営する予定にしております。その時の経過につ
きましては、私が就任して以來常にやつておりますがん

19番～市長はそれじや保護監視委そのものを今後スムーズに運
営して行きたいという御方針がありますかどうか。

市 長～先きも申し上げました様に在現に合併の良否を問うため
には、その保護監視委を運めて行つてしか伝聞には、こ
れをじ一アも出来ませんので、これを運めて行く用意で
あります。

19番～保護監視委があらゆる合併に関する資料を収附されまし
て、その結果によつて合併の準備合併は段階別順序に
といつたようなことを進めるんじやないかとどうレラ
ふうにもえますけれども、市長の施政方針の中には保護
監視が不可欠であるといつた様に明記されておりますので、
最初から保護監視委の問題から入つた訳でございま
すが、只今この御答弁からいなしますと、保護監
視そのものの結果によつて合併といふものは無条件に
れるんだといつたような見合の機会でござりますが、
この結果によつて早期実現を成可能であるかも知れま
せんと直捷が掛ると思いますがけれども左欄に難解してよ
ろしくさせます。

市 長～よろしゆうございます。

19番～合併については、あくまでも今後の保護監視委の成績

変えまして質問したいと思います。
市村合併についてでございますけれども、先程の市長の
御答弁によりますと、色々問題が発生しておるというこ
とをおつしやつておりました。この問題に入る前に促
進協議会というのは既に新成されておりますけれども、
その促進協議会の現状についてお伺いします。

市長～お答えいたします。促進協議会につきましては、前市長
時代に1回集つただけで、その後はまだ進められており
ません。これについては出来るだけ早目にこれを樂りを
持ちまして進める予定にしております。その後の経過に
つきましては、私が就任して以来別にやつておりません

19番～市長はそれじや促進協議会そのものを今後スムーズに運
営して行きたいという御方針がありますかどうか。

市長～先きも申し上げました様に住民に合併の良否を問うため
には、その促進協議会を進めて行つてしか住民には、こ
れをピ一アも出来ませんので、これを進めて行く考えで
あります。

19番～促進協議会があらゆる合併に関する資料を検討されまし
て、その結果によつて合併の早期合併或は又時期尚早に
といつたようなことも出て来るんじやないかとこういう
ふうに考えますけれども、市長の施政方針の中には早期
合併が不可能であるといつた様に明記されておりますの
で、最初から促進協議会の問題から入つた訳でございま
すが、只今の市長の御答弁からいたしますと、促進協議
会そのものの結果によつて合併というものは結果付けら
れるんだといったような只今の御答弁でございますが、
この結果によつて早期実現を或は可能であるかも知れま
せんと前提が出ると思ひますけれども左様に理解してよ
ろしゆございますか。

市長～よろしゆうございます。

19番～合併については、あくまでも今後の促進協議会の成果

ところで、仰ちその船不調等にあつて遅められるんでと
いうことを一お別音を取たといふてお車本員同に對
されは皆ら合意とれるふうに譲りいたしません。
其の各項目に各自おアリれども、先程の藤井方の件に即
本車御用がござりますけれども、今後の現立の運み方
についてある程度かその活用法を考え方と申しますよ
と申しますといわゆる読み方ににおいては、本会計年度で
2,500ドルのドゥルの現金に關する運送費用を計上します
あると、それにあたって加算として次年度は車を走して
本土へ戻る度に費用が相当増えるやに當間あなけで想
されておりますので、そういう面の予算を施行すると
されば又本土義務といつたよろこびから可えます所の運
送費用とこういつた点を今後対応有るなり或は又運送
費を本土のそりのうを者に附して被負し、その負担を
輸送実施したいをいう趣旨はございませんでしよう。

＊其へ当初よりかかりであります、ご存の具体點についてお
車をまだ就任早々でありますと、具体的に該車を走つて
かオオゼンゼンけれども、實際には行橋するとか、或は本土の
もう一つの港點を見てやるとか、或は本土の輸送の問題
について強力に採用する考えであります。

19番～末判題如題にしては、及前の議題が余掛に坐ようかが
あると、既して豈有池、公共用地の該種といつたよう
な面からも併し合せまして重大な問題だところに
お見えますて、市長のあらゆる本末をチーをし従事者に
て質いて、この問題に附づ詮んでもらいたいことを書上
申し上げます。次の問題に移ります。
先程も遠路行成について、手添説してからおちいた所れ
ども、その也についてアスラフルト空港といふことを御
支拂しておられた事なども、アスラフルトとは荷物を
問題に坐まし上りたる所も、そのアスラフルトと荷物
多いがゆる若狭、その中間にかかる所のタール候機といつ
たような點は尋えていかがどうか、と申しますのはさ
る極端にはアスラフルトでございましょうけれども、こ
れをすべての道筋がそこで通つていくと相当な費用が

によつて、即ちその結果如何によつて進められるんだと
いうことを一応明言されたということで私の本質問に對
す答えは得られたというふうに理解いたします。

次の2番目に移りますけれども、先程の御答弁の中に日本政府云々がござりますけれども、今後の埋立の進め方についてある程度のその基本的な考え方と申しましよかと申しますといわゆる進め方においては、本会計年度で2,500ドルのいわゆる埋立に関する調査費用を計上してあると。それにかがてて加えまして次年度におきまして本土政府あたりの援助額が相当増えるやに新聞あたりで報道されておりますので、そういう面の予算を獲得すると

或は又國土開発といつたような面から考えます所の長期融資とそろいつた点を今後政府折衝なり或は又市長自ら本土のそろいつた業者に対して折衝し、この問題を解決実現したいという意欲はございませんでしょうか。

主³ 長～当初のとおりでございますが、これの具体的については
私もまだ就任早々であります。具体的に計画は持つて
おりませんけれども、政府に折衝するとか、或は本土の
そろいつた事業を見てやるとか、或は本土の融資の問題
について強力に折衝する考え方であります。

19番～本問題に關しましては、本市の面積が非常にきょうあい
であると、然して公有地、公共用地の複数といつたよう
な面からも照し合せまして重大な問題だととういうふうに
考えますので、市長のあらゆるエネルギーをしぶり出して
頂いて、この問題に取組んでもらいたいことを御望
申し上げます。次の問題に移ります。

先程も道路行政について、一応詰めておられましたけれども、その件についてアスファルト工事ということを打ち出しますけれども、アスファルトと二次的な問題になりますようけれども、そのアスファルトと現在のいわゆる石粉。その中間にある所のタルトは表といつたような面は考えていいかどうか、と申しますのはなる程理想はアスファルトでございましょうけれども、これをすべての道路がそこまで持つていくと相当な費用が

19番～次の問題に移ります。

教育委員会の中にようちえんの問題、公認のにようちえんを教育委員会との連携の下に来年の4月から実施したいという意欲の趣をさせておられ手すりれども、現在にようちえんと申しますか、新規所と申しますか、そういうふたつをやいが多分に必要であると想いますが、そういうふたつのをいきおいこれを法人のにようちえんに併せて行くということになりますとどうと、大きな問題もあるというふうに考えますけれども、審査のおつしやる所の法人のにようちえんとは如何様な性格の法人のにようちえんであるのか。

市長～これは公立にようちえんと申し上げるのは、その被籍からの今40ヶの教育相談がございまして、7才以上就学することになつておられる方であります。それで現在まで本市のにようちえんというものは、保育園的なにようちえんでありますして、7才から下7才へ6才まで一緒にこう教育させている姿を現状でありますて、是非7才以上対象とした公立のにようちえんをしなければいかないといふのが私の考え方でありますて、7才と申しますと去年からすぐ小学校に入学いたしますので、それに相応する身分な教育をして行くという考え方があつますが、現在先を申し上げました後に教育相談が教育の40ヶがある所であります。

19番～これは来年の4月から実施したいということですざいますけれども、これに対する来年の4月と申しますと發いくらしさい子さん、そこらあたりには現存中のゆで具体的な背景が既に出来ておられるんじやないかというふうに考えましてお粗いいたします。

市長～来年の4月からの問題でありますが、これは委員会ともよくお話をさせて仰しあひればいかない問題でありますけれども、4月から実施した場合には必ず母の問題が出て来る所であります。移住の問題につきましては、現在の横浜移住小学校と大体は一齊会議がありますので、すぐ問題出来るとと思う所です。又この他の学校につきまし

19番～次の問題に移ります。

施政方針の中にようちえんの問題。公設のようちえんを教育委員会との連携の下に来年の4月から実施したいという意欲の程を見せておられますけれども、現在ようちえんと申しますか、保育所と申しますか、そういうふたたぐいが多分に必要であると思いますが、そういうふたつのをいきおいこれを法人のようちえんに持つて行くということになりますというと、大きな問題もあるというふうに考えますけれども、市長のおつしやる所の法人のようちえんとは如何様な性格の法人のようちえんであるのか。

市長～これは公立ようちえんと申し上げるのは、その政府からの今40%の教育補助がございまして、7才以上教育することになつておる訳であります。それで現在まで本市のようちえんというものは、保育園的なようちえんであります。7才から下5才～6才まで一語にこう教育させている様な現状であります。是非7才以上対象とした公立のようちえんをしなければいけないというのが私の考え方であります。7才と申しますと来年からさすゞ小学校に入学いたしますので、それに即応する様な教育をして行くという考え方がああります、現在先き申し上げました様に政府補助が教育費の40%がある訳であります。

19番～これは来年の4月から実施したいということですざいますけれども、これに対する来年の4月と申しますと後いくらもございません。そこら当りには何等かの形で具体的な計画が既に出来ておられるんじやないかといふうに考えてお伺いいたします。

市長～来年4月からの問題であります。これは委員会ともよく打ち合せて何しなければいかない問題でありますが4月から実施した場合に先ず保母の問題が出て来る訳であります。保母の問題につきましては、現在の所宜野湾小学校と大山は一応余ゆうがありますので、すぐ開設出来ると思う訳です。又その他の学校につきまし

ては、今の所教室がちよつと不足しておりますし、すぐ4月実施は不可能ではないかとも思いますが、その地域住民或は学校の校長との連絡がついて校舎がつけば、実施出ると考える訳であります。これにつきましては、私が立候補の施策に打ち出して以後、住民も非常に盛り上りをしておりますので、御協力をお願いいたします。

19番～差しあたり問題になりますのは公認立ようぢえんと申しますと、これは保母の資格云々といったような問題も考えられますけれども。そういうた面からこのやはりそいつた資格を持つた保母のそれだけの確保が可能かどうか。

市長～保母の問題につきましては、もち論有資格者でなければいけないようになる訳でありますが、今現在でも本市において5名かの有資格者がありますし、又来年卒業予定の資格者がまだはつきりつかんでおりませんけれども、3～4名位出て来る予定であります。

19番～充分伺いました。公立立ようぢえんと申しますと、これは数年前からかけ声はポンポン聞いておりますけれども、その実現ということになりますと、色々予算の問題とか或は校舎の問題とか、といつた様なあんしようにぶつかります。現在までこの実現を見なかつたことを非常に残念に思いましたが、市長は来年の4月から保健所を開設するんだという意欲のあることを見せて頂いて、その実現方を楽しみに待つております。
私の質問は以上で終ります。

議長～次は3番の天久議員の質問を許します。

3番～第1番目に水産業の育成策が打ち出されていないんだがどの様なお考があるかという質問であります。これは宜野湾市の埋立という問題とも重要な相関連するものであります。埋立るから水産業が成り立たないというようなお考があられるか、どうかということでありま

すが、埋立というのはある海の一部分でありまして、大きな広大なる海面を持つておるという面で是非水産業の育成というものは一つの大きな市長の施政の中に折り込んでもらいたいということを考えておりますが、その面に一つも打ち出されていないと、又いわゆる行政府におきましてもばく大な予算を注ぎまして、この水産業の育成という面にとても力をつくされておるんだが、市長の施政の中に施政方針の中にこの面が打ち出されてないということはどの様な考え方であるか、お伺いします。

市長～この件につきましては、私も施政方針には打ち出してない訳でありますけれども、予算面については育成する補助金を計上して、本議会の予算に出てあります。そしてこれの育成につきましては、從来からありましたように金銘的補助とか或は技術面の問題とかといった様なことが考えられる訳であります。政府ともよく連携の下にこれを育成して行きたいと考えております。もち論埋立の問題とある程度関連を有すけれども、埋立をして後にしてもこれは本市としては一つしかないと、この水産組合を育成して、埋立後におりいても可能な様にこれを持つて行きたいと考えておりますが、まだ本格的にこれをどうするんだということは、目途が私もつていませんので、今の所具体的な案はもつていない訳であります。

3番～只今の問題につきまして、市長さんはそういう面にある程度予算を組んであるということでおさいますが、今までの現状を見た場合に埋立の中に一部分としてある訳であります。その中に住民が水産業に従事しておる人が集つて水産業という面に対しての理解がないというふうな理由で或は政府におきましては計画を立ててその育成をやろうという面で、これを考えておる様でございますが、その実態をつかんでこれを個人或は団体でも申請すればもらえるものをもらえないとか、或は向うからの指導助言とか、そういう機会がいくらでもそういう意味の指導育成というのはさほど難しいと、ではないんだが先に当面におきまして専門の係官に水産業がほんとに成り立つかというような行政指導を受けた事がございましたが、

「が、」と、いふことを聞き、係員とおもて聞くべきが何をどうか、おどろいていた。

吉田「ああ、その問題を聞くべきはおつておるません、その問題につきましては、4月15日にはそれが研究会がありまして、就業を試験しておりますが、其自身としてもこの就業の問題を充分解決しないで置いては、政府とも良く相談せらるゝとして、今も河野課長に希望する施設費のあり方を考へておらして出来るだけの結果を試行検討をしてもらおうこうに努力したいと考えております。」

3 番～市役所の御努力を内蔵しておきます。一応之番目の問題は、いかしたるの重要な問題であると思ひますが、只今ゆう
連絡するに日本のお政事と、この面にさせをしてせんに相当
な御立派を取んでもると、さす自体が今どこにたると、
判断といふのが問題になる段ですが、我々の三太を想立
をいかに撰んであるかといふことは当局が設計上大きな問
題であります。が、その分を日本の施設と提携して土地を
売却処分して得ておるが、これは月取引附帯料金をいかう
様な計算を立ててやうに成る程度この想立事業が構造され
るんだとこう思ひますが、只想立法といひます。これ
は私共人だろうが、個人だろうが申請のあつたものに対し
て起業式時に想立認定する条文がござりますので、我々
は今まで育が想立をするんだといふ段で個人からの申請
を通過する様な易成であります。そういう想立につい
て、そういう計画を立てられて、工具も早くその面に着手
しておらいたいといふふうな御要記を申し上げておま
す。以上で二つの私の質問はおる説であります。が、ま
る二つ目が感じたことを直覺に察かいしたいのがあります。
それは今区町整理とか成る想立の問題。今我々の管
理處長全に付託してある所の水・地・路の問題、こうい
う問題を相当段的に採用していくかむればいいかを問題
が相当あると我々は感じておますが、当局としても相
当これ程問題がどちらかじりやすいさんということを、つ
くづく感じておりますが、市においては既に区町整理も
着手の段階におきをして、この問題も相当段階の問題が見
つて来ると思ひますが、直間中議士の設置の必要があると

そういう面の専門的な課とか、係員とかを置く考え方があるかどうか。

市長～今の所専門職員を置く考えは持つておりません。その政府予算につきましては4～5日前にもそれが研究会がありまして、職員を派遣しておりますが、私自身としてもこの政府の計画を充分研究いたしまして政府とも良く相談いたしまして、今の段階における水産業のあり方を充分はあくして出来るだけの補助を或は援助をしてもらうよう努力したいと考えております。

3番～市長の御努力を期待しておきます。一応2番目の問題はむかしからの重要な問題であると思いますが、只ちゆう感するに日本の日政援助と、この面におきましては既に相当な埋立費を貯んであると、それ自体が今どこになると、場所というのが問題になる訳ですが、我々の広大な埋立をいかに実現するかということは当局が都計上大きな問題であります。その分を日本の業者と提携して土地を亦却処分して売てるとか或は日政援助をあおぐとかいう種々の計画を立ててやれば或る程度この埋立事業が推進されんだとこう思いますが、只埋立法といいますと、これは法人だろうが、個人だろうが申請のあつたものに対しては任意的に埋立認可する条文がございますので、我々は今まで市が埋立をするんだという訳で個人からの申請も拒否する様な現状がありました。こういう埋立について、そういう計画を立てられて、1月も早くその面に着手してもらいたいというふうな御要望を申し上げておきます。以上で2つの私の質問は終る訳でありますが、もう一つ私が感じたことを市長にお願いしたいのがあります。それは今区画整理とか或は埋立の問題。今我々の特別委員会に付託してある所の水源地開発の問題。そういう問題を相当法的に解明していかなければいかない問題が相当あると我々は感じておりますが、当局としても担当これは専門家がおらなければいけないことを、つくづく感じておりますが、市においては既に区画整理も着手の段階におきまして、この問題も相当法的な問題が起つて来ると思いますが、顧問弁護士の設置の必要があると

とおもうのではありますが、市長としてはそういうお考えが、今ただちに顧問としてそういう人の必要があると思ふんだが、当局も問題はそれはやらないやいかんと、顧問弁護士の必要があると、とう思うのでありますか、何をば當面する問題といたして、今吉野川市内に鴨川市が水道施設をやつてかりますが、あれ自体が地主の本音もかかという自体が違法だと、これが感じた場合には既設権があつて地主自体が大変なことになつてしまふといふことがはつきり引用されてゐるのでありますて、その時点に我々は既に分つておつてもどうにもからない、而し顧問弁護士のようにそういう詳しい方がわれば、即ちに質問しておつたといふことを出来さんやせいかと思うんです。これをどうするかという問題をこれうち思えかければいいわけですが、その時に後で詳しい方が居られればこういう問題も直ちに解明出来るんだがということを尋ねますが、そういう顧問弁護士の設置の必要をやめ廃止しますが、市長としてどうお考えであるかですか。

市 長～この問題につきましては、まだ私も就任尚早でありましまだ今の所君えたところございませんけれども、今お話しの上に色々の問題が今後はつ發するということを予想されますので、これを充分検討いたしまして又世様方ともよく話し合いをして、そういうふた必要があれば、これを置くということにしてひと考えております。

市 長～次は⑨番市長の質問を承ります。

⑨ 番～質問を申します。問⑨、区野監理会の長期実績計画についてというふうになつておきます。
市長は舊政方針の中でも区野監理会は15年や20年の长期間で計画するものではないと、長期の計画が必要であるというふうにうなづておられますか、その長期計画についてのおもとを御説明願いたいとこう思つております。

市 長～その問題につきましては、非常に重要な問題であります。これを長期計画を立てて専門的に考えたい段であります。

こう思うのであります。市長としてはそういうお考えが、今ただちに顧問としてそういう人の必要があると思んだが、当局も問題はそれはやらなければいけないと、顧問弁護士の必要があると、こう思つてあります。例えば当面する問題といたしまして、今賓野市内に那覇市が水道施設をやつておりますが、あれ自体が地主の承諾もないという自体が違法だと、これが感じた場合には既設権があつて地主自体が大変なことになつてしまふということがはつきり解明されているのであります。その時点に我々は既に分つておつてもどうにもならない、然し顧問弁護士のようにそういう詳しい方がおれば、事前に質問しておつたということも出来たんじやないかと思うんです。これをどうするかという問題をこれから考えなければいけませんが、その時に法に詳しい方が居られればこういう問題も直ちに解明出来るんだがということを考えますが、そういう顧問弁護士の設置の必要をちゆう感しますが、市長としてどうお考えであるかです。

市長～この問題につきましては、まだ私も就任尚早でありましてまだ今の所考え方ともございませんけれども、今お話しのように色々の問題が今後ぼつ発するということが予想されますので、これを充分検討いたしまして又皆様方ともよく話し合いをして、そういうふたつが必要があれば、これを置くということにしたいと考えております。

議長～次は9番議員の質問を許します。

9番～質問いたします。問1. 区画整理法の長期実施計画についてというふうになつております。
市長は施政方針の中でも区画整理事業は5年や10年の短期間では出来るものではないと、長期の計画が必要であるというふうにうたつておられます。その長期計画についてのあらましを御説明願いたいとこう思つております。

市長～その問題につきましては、非常に重要な問題であります。これを長期計画を立てて専門的に考えたい訳であります。

まちが、市の都計画は区画整理を今月から着手することになりましたが、大体どのあたり地区は分り立して、それ以前の地区が宮原町、大原名、多摩原、高取原、豊能と福地地区が普天間の一部、新村、第3地区は大山、伊佐、第七地区地普天間、野瀬というふうに分つております。これを実施に着手場合には地区毎にその地区に沿じたあら工区の範囲によきをして、あたゆる面を示かでやるのではなくますが、これを更にこの地区を地理に分けて部分的にこれを施工実施されると思ひます。当初の計画としては、2期で約10万坪を標準に取つてあります。現在までに着手している地区は第七地区的半島泊、大原名、真宗寺これだけは区画整理区域として余地ある段階であります。第八地区におきましては、その普天間の一部であります。これは近くこれまでが幸運でしたいすゞ車輌に移す計画で進めております。その他の地区にまきをして、これを第七地区が終了までとみえと進めていく所であります。大体工区を分けるとして大体5ヶ月かかる予定でござります。2区が終ると直ちに着手といふ段階ではなく、更に又申請をして認可されるという段階になります。更に又他の地区に進めていくということになります。専務会員の要領につきましては、この2地区が終つて次にそれを指揮していきたいと考えてお身密室。

9番～只今の長期計画の中で市長は区画整理問題に対するお尋ねいたしますが、何處ば何年次までにはどの地区は完了するんだというような具合的に年次計画でありますと進めていかれる限りはおおむかんが、これとも早急にやつて、私が質問いたしますのは、宮原が地区が大きければ大きいほどよく移して、これは2～3年では出来ない大きな問題であるから新規来るか分らないといふようなり方では、実際上換地の方々としても移転申請を受けて随時にも出ておられますように兎も角も、現に自分等がその土地を有効に利用するというのもなかなか受け難いようなのが有りますので、最終段階でにはその地区はやるんだといふふうな当面の計画があれば、これは都市計画は長年や

ますが、市の都市計画は区画整理を今月から着工することになつておりますが、大体これを4地区に分けましてこれは第1地区が宣野溝、大瀬名、真志瀬、真穴原、野並と第2地区が普天間の一部、新城。第3地区は大山、伊佐。第4地区は普天間、野並というふうになつております。これを実施に移す場合には地区毎にその地区に応じたその工区の規模によりまして、あらゆる面を考えてやるのであります。これを更にこの地区を地域に分けて部分的にこれを施工実施されると思ひます。

当初の計画としては、1期で約10万坪を基準に取つております。現在までに着工している地区は第1地区的宇賀泊、大瀬名、真志瀬これだけは区画整理事業として今進めてある段階であります。第2地区におきましては、この普天間の一部でありますが、これは近くこれが認可がなりしだいですぐ事業に移す計画で進めております。その外の地区におきましても、これを第2地区が終りますと次々と進めていく段階であります。大体1区1ヶ年と見て大体4ヶ年かかる予定でございます。1区が終ると直ぐ認可という段階ではなくて更に又申請をして認可されるということになり、更に又他の地区に進めていくということになります。尙年次の事業につきましては、この2地区が終つて次はそれを漸次進めていきたいと考えております。

- 9番～只今の長期計画の中で市長は区画整理事業に対しましてお尋ねいたしますが、例えば何年次までにはどの地区は完了するんだというような具体的に年次計画でもって進めていかれる積りはありますか。
- それとも早急にやつて、私が質問いたしますのは、事業が範囲が大きければ大きいほどぼく然として、これは2～3年では出来ない大きな問題であるから何時出来るか分らないというようなあり方では、実際上地主の方々としても従来規制を受けて雁宿にも出ておりますように売買とか、或は自分等がその土地を有効に使おうというのも何か規制を受けているような何がありますので、何時頃までにはその地区はやるんだというふうな当局の計画があれば、これは都市計画は是非や

ちかじれば駄目ないんだという声もある状であります
そういう市民の協力をうるために、本大約にどの地
区を何年ぐらいたてに何区担当課長を完了するんだ
といつようされても全般的なその区担当課長には付する
目次があつてもちいたいと思うのであります
そういうことを各地区さまの吉田さんとお話しいうのを
一応は立てて実施したいというお願いではあります
ですか、その点について

市 長～これにつけましては、午前中にも申し上げましたよう
に、すぐそういう段にはいきませんので先ず皆が地区の
担当者等の話を聞いて、それと現状を聞く計であります
ですが、すぐ今どこを何年やるんだをいつような回答
がきだかるでありますんで、これから色々と計画を立て
ますと、いずれこの問題をさきから問題の目次を立て
るが出来ると思ひますけれども、今の所これは手本
で午前中に申し上げましたように出来る範囲において
出来る範囲と申し上げますと手本のやり方などを早め
に設定をしきして、タイアップをすると少はしるしを
付けるを歩く、というような具合でこれを進めて内閣と
が連絡を密接にたまる様な事がないようにやつて
行きたいとふうに思つておきます。

9番～それは琴葉的吉田長さんにお答えしてもらいたいと思
いますが、長期間にわたつて長期をした場合に成る一
定の期間では区役を聞くということは出来ませんが
区民の意見をきかせますが、長期にわたつてはほ
近いうちに出来なやんだといつようならうがでなれば、
一筋逐計画を結いておもつて、後3～5年ではやるんだ
とかうようが、後3～5年でやるといつようが、そ
ういう指針を市役所が着手する、3～5年目にかつてからでも
長期に出来ないものをという基準がありますので、その
点について御説明願います。

市 長～お答えいたしました。現行の区担当課の体制であります
が、各種空地、土地を利用させる場合に非常に多くな
るものであります。それでこの定期の手引書であります
が、従来に非常に多くある社会販売的区担当課の課

らなければいけないんだという声もある訳であります
そういう市民の福利をうるためにには、年次的にどの地
区は何年ぐらいまでには区画整理事業を完了するんだ
というような見通し全般的なその区画整理事業に対する
目途があつてもらいたいと願うのであります。そ
ういうことを各地区ごとの市長さんが目途というのを
一応は立てて実施したいというお積りではありません
せすか。その点について。

市 長～これにつきましては、午前中にも申し上げましたよう
に、すぐという訳にはいけませんので先ず第2地区的
工事を終るとひき続いて、次々と続けていく訳であります
が、すぐ今どこを何時やるんだというような確答
はまだ待っておりません。これから色々と計画をたて
まして、いずれその何時までという期限の目途も立てる
事が出来ると思いますけれども、今の所これはすべ
て午前中に申しあげましたように出来る範囲において
出来る範囲と申し上げますと基本的な幹線道路を早め
に設定いたしまして、タイ打ちをするとか或はしるしを
付けるとか、というような具合でこれを進めて整備と
か直はその他の障害になる様な事がないようにやつて
行きたいとかのように思っております。

9番～これは専門的な課長さんにお答えしてもらいたいと思
いますが、長期間にわたつて規劃をした場合に或る一
定の期間までは区画を解くということは出来ませんか
区民の地主の意見であります。長期にわたつてはほ
近いうちに出来ないんだというようなあり方であれば、
一応は計画は解いてもらつて、後4～5年ではやるんだ
というような、毎2～3年でやるというような、そ
ういう様な事業に着手する。2～3年前になつてからでも
計画は出来ないものかという要望がありますので、その
点について御説明願います。

市 長～お答えいたします。只今の区画整理の規制の問題であります
が、各地主、土地を利用させる場合に非常に現在
困るものであります。それでこの規制のあり方であります
が、従来は非常にある程度積極的な区画整理の規

勢における一つで、それで民間の方々が来る趣向か
手といふ直もさきですが、我々は今後区画整理を進
めて行く場合にこの問題にござる、大体の考え方をう
ちにいう大きさを自分でつくらざり、それによつて行動を取
り方をちゃんと立てさせていきたいというふうなことは何と
ぞあります。といひますのは区画整理の問題そのものが
非常に、在地主の協力が得られたいということにくつ
かず、これは以前を進みて行く場合原音は又問題点
がござりますのぞ、それで出来ただりその結果をかん
たんして行きたいといふふうなことをやめておけます。
それからもう一つそれは先程の市長の方からお話ししが
りましたように建築基準の申請が出た場合の取り扱い
についてですが、今後充分この問題をよく見て、それ
で進めていくといふふうに方針を立てています。
それで出来ただけ地主の方達に支障を与えない程度に
ゆるさないといきたいといふふうに考えております、特に真
正な問題の場合は、現在の状態が条例にその区画整
理に付する協力度を以て地主も見ておこうとしてれども
更に我々の手で公算して、それで出来たち歩落の中央
部のある所、佐屋地区についでには接種場と一語にやら
すに農耕地を先駆して發注やつた方がよしんじやない
かといふふうなこと考えてあります。

9番～この問題についての質問は以上であります。が承認して
おきたいの故申させややもすると当時の区画整理は付
する市民への協力度といふ面から、今後地主の協力を
として区画整理実施というのを進める在地主の問題が
生ずるので、協議懇談会を設けて、そういうものの区画整
理実施の費用と並んで地主の協力を得るために設置は先
づくにはあらわる見回をして自ら市民が区画整理に
協力してもらおう様な考え方でやつて行つてもらいたい
と要望する所でござります。

9番～2番目に市有地処分についてでございますが、これは
昨年の春はつての被野において開会で採決され、既に
処分した方方がいいという見解から返答をしておこうす
が、現在どういうようなことを相合すべきであるとい

勢に持つていて、それで規制のあり方もある程度やつかという点もございますが、我々は今後区画整理を進めて行く場合にその場所において、大体何年次ぐらいという大きな目安をつくつて、それによつて可能な限り耕作をかんじしていきたいというふうなことは考えております。といいますのは区画整理事業そのものが非常に在地主の協力が得られないということになりますと、これは事業を進めて行く場合非常に又問題点がございますのぞ、それで出来るだけその耕作をかんじして行きたいというふうなことを考えております。これからもう一つこれは先程の市長の方からお話しがありましたように耕作許可の申請が出た場合の取り扱いについてですが、今後充分この地域をよく見て、それで進めていくというふうに方針を立てています。それで出来るだけ地主の方達に支障を与えない程度に持つていただきたいというふうに考えております。特に真光原町域の場合でも、現在の状態が非常にその区画整理に対する協力的な点で懸念も出ておりますけれども更に我々の手で研究して、それで出来たら部落の今处境のあい所、住居地域については農耕地と一緒にやらなければ耕作地を先にして後にやつた方がよいんじゃないかというふうなことで考えております。

9番～この問題についての質問は以上であります。要するにお老たいのは今までややもすると当局の区画整理に対する市民への協力方という面から、今後地主の協力なくしては区画整理事業というものは進められないと思ひますので、部落懇談会なりで、そういうものは区画整理事業の説明とか或は皆の協力を得るための説明は充分に意欲のある説明をして自ら市民が区画整理事業に協力してもらう様なあり方でやつて行つてもらいたいと要望する訳でございます。

9番～2番目に市有地処分についてでございますが、これは昨年のかんばつの被害において理事会で調査され、既に処分した方がいいという観点から返済をしておりますが、現在こういうようなことを気分すべきであるとい

うのであります。この辺に申いては、区画整理が
埠が急つい立派さ等をしまさと地主のしんせにもや
らないかという様なことが考えられる段であります。これが
これほどの有地処分については是非早くや
つて自分の土地をして利用したいので、早くその土地
を売つてもらいたいという要望がありまして、既に処
分をすべきものであります。又、在市としてもそ
ういう土地を保有してあるよりは処分して、その代金を
予算上有利に利用して行くという面からも良いんじや
ないかと思ひますが、その点について御協力します。

市長～この点につきましては、当局としてもつけています所の土
地をもつて居るよりは売った方がよいんじやないかと、
いうことについては、それはおつしやるよう早く自
分の土地をして貰いたい等ということありますので、
詳しく述べると詰合ひをして評議いたしまして出来るだ
け早く処分したいと考えております。

市長～暫休憩いたします。（午後2時50分）

市長～暫休憩いたします。（午後2時）

9 市長～佐野市の水害による排水計画が当政方針にうなわれて
おりませんが、その対策について検討がされたことが
ありますかお伺いいたします。これは佐野市といふ
事にしてあります。この日の大雨が降つた時にしん
水した箇所は幾處かの問題であります。これに算出設
への排水の問題もこれに隣接してあります。どうして
もこれは大きな問題でありますので、この当政方針に
以て、そういうような点が本れられてないようあります
がお問い合わせします。

市長～これは佐野市と安曇さんからの御質問だつたので、真
実性というふうに私も考えてしてあります。これに
つきましては、本年度の予算に調査費を計上してあります
。そしてこれは調査設計をいたしまして早急に現
行の実態として早目に計画を立てる考え方であります。本年
につきましては、2～3年目に県道の分水計画

うのでありますが、この地域においては、区画整理事業が始つて立退き等をしますと生活権のしん害にもならないかという種なことが考えられる訳であります。これは区民の市有地処分については是非1日も早くやつて自分の土地として使用したいので、早くその土地を売つてもらいたいという要望があります。既に処分もすべきものであります。又現在市としてもそういう土地を保有しているよりは処分して、その代金を予算上有効に利用して行くという面からも良いんじやないかと思ひますが、その点について御伺いします。

市長～この点につきましては、当局としてもつています所の土地をもつているよりは売つた方がよいんじやないかということについては、これはおつしやるよう早く自分の土地として使いたいということでありますので、評価委員とも話し合をして評価いたしまして出来るだけ早く処分したいと考えております。

議長～暫休別いたします。(午後2時50分)

議長～再開いたします。(午後3時)

9番～低地帯の水害による排水計画が施政方針にうたわれておりますが、その対象について検討なされたことがありますかお伺いいたします。これは低地帯といふうにしてあります。この前の大雨が降つた時にしん水した真栄原地域の問題であります。これは真栄設内への排水の問題もこれに因連してあります。どうしてもこれは大きな問題でありますので、この施政方針には、そういうような点が含まれてないようありますかお伺いします。

市長～これは低地帯と安里さんからの御質問だつたので、真栄原といふうに私も考えてしておりますが、これにつきましては、本年度の予算に調査費を計上しております。そしてこれは調査照査をいたしまして早急に政府の交渉して早目に計画をする考え方であります。本件につきましては、2～3年前に旧県路からの分水計画

がなされたそうでもあります。地主の立候補して立候補しなが
れが敗止めになつたということを聞いておきませんか、その件につきましては、まつたほうふうで私を立候補した
本當勝でありますけれども、組合長といふ立候補な
かでても農村地帶を全部おわった銀でありますしが、
その地帯を専門家でおりゅうせ、ここで早速改選にも、
これを認めておしましてや来るだけ早目にやるよう
に計画を進めておきます。又行政委員会にも当りますので、
この点があると申上げて、これが早速早
日に改選の指揮でも書いて早目に申請するようない
ふうで指示も受けたりまして、私があるその他の
地帯の水の問題については、充分考えておる所なりま
す。

9番～この問題についてて、予算上にも措置をされておるよ
うでありますので、調査費も計上なされておますの
で、そういう面を大別べてなくて、その費開削した開
拓地、この自衛についての本会議で一般費用の開
拓地ですが、この自衛についての本会議で一般費用の開
拓地に賛同しまして所、ある地主がカマを設立をわしの
方に改選からの予算がもたらなくて、新規改選の予
算もつたところをあります。もしも改選局にそ
ういうような不ふ得者が自然現の今後の旅客をどうも
めを消えずじて、行政計画のどういう種をものに反対
して地主がいたとしたら、これは許し難いものである
といふうに身貴重物資つてある所であつておるが、
奥だつたかどりか公サキせんが、おもて改選がカマを
設立をわしたかも地主の方としても分ります。それで
ぞ改選をしないことがあつたのか、これた改選局には改
選上であるか、改選をつかにして改選の区民の立ち場
から、そういうような不心徳者が立つてはいかない
といふうに協力的にそういう立派な計画がスムーズ
に行く様な協力をしようとんだがといふうな区民の
改選がありますので、改選の改選の費用では改選の地主改
選があつたので、改選の改選の費用では改選の地主改
選があつたので、改選の改選の費用では改選の地主改
選があつたので、改選の改選の費用では改選の地主改
選があつたので、改選の改選の費用では改選の地主改

がなされたそうであります。地元住民の反対で、これが阻止めになつたということも聞いておりますし、この件につきましては、去つたほうふうで私も立候補した当时でありますけれども、組合長という立ち場においても農村地帯を全部まわつた訳であります。その現場も充分見ております。そこで早速政府にも、これを連絡いたしまして出来るだけ早目にやるように計画を進めております。又行政主席にも当りまして、この点があるということを申し上げて、それが早速早目に概略の地図でも書いて早目に申請するようによいふうな指示も受けております。私もあそこの低地帯の水の問題については、充分考えておる訳であります。

9番～この問題については、予算上にも指標なされている上うでありますので、調査費も計上なされておりますので、そういう面まだ調べてなくて、その質問出した訳ですが、この問題について前の本会議で一般質問の場合に質問しました所、ある地主がカマを振りまわしたために政府からの予算がもらえなくて、結果実施出来なかつたということをあります。もしも市当局にそういうような不心得者が地派域の今後の水害というものを考えずして、行政計画のこういう様なものに反対したを地主がいたとしたら、これは許し難いものであるというふうに常日頃物語つておる訳でありますが、実際だつたかどうか分りませんが、果してだれがカマを振りまわしたかも地主の方としても分りません。それで実際そういうことがあつたのか、これは只当局のにげ口上であるか、直撃あつたにしても外の区民の立ち場から、そういうような不心得の者があつてはいかないというふうに筋力的にそういう立派な計画がスムースに行く様な筋力をしようつたんだがというふうな区民の声がありますので、前の当局の説明では何か1地主がカマを振りまわしたためにやめてしまつたというふうに、一個人のそういうような分らず屋を対象として大きな計画を取りやめたという自体は、これはにげ口上であつたか、実際であつたか分らんが、実際にしてもそ

そういう人は区民自体から聞きふさてても、そういう水害をやくするための協力して行かねばならぬつた
とから必ず現在区民からやられております。

只今の市長のこの問題に対する考え方に対する御意見では、これだけ申し上げておきまして、御努力をお願いします。

それから、この問題に現場を立ち水害が終る前に被
害を見てよく御存じかと思ひますが、宮野橋や行島の
船橋の三つの水害が該地区に亘つて多大といひ
して流れているようを見えてあります。だから向うの
水害をやつた虫を底固もあわせ完全に難堪からいえば
海水でもつて行つてもらえば、あれだけの水害量が増
すことを心配されるんじやないかといふうに難堪
の人々が現場を見ての考え方でありますので、それで
尚我町古区の海邊から流れで来た分が今後してしまつて
大きなく万件余りにもならうかと見ます。それで
それを目にたつてしまつたような状態でありますから、これ
は算ると何倍していることである生産です。それで、毎日排水
の気を欠きに生きるという災害を強く申し上げられて御處
方が困られるんじやないかとういうふとに思ひます
ので、よつと詳しく打聞取を研じてもらいますよろしく
お願いします。私の質問は終わります。

長～曾依頼いたします。（午後3時5分）

長～答付いたしました。（午後3時9分）

長～曾依頼の区民監視委員と面接して質問いたしました。
お詫び申すが当衆の3～4月損失たどりいますが、前つを
うかじか記念を貰ひたいせんが、都計が開立びに区民監
視委員について、市當局へち區に用意して監視委員をなさ
れることがもうあります。その裏面で監視委員にかける段の監視
会の席上において、監視委員の不満分合は、諒るまでに
はこり年登りは年をとるといひ難易であります。その
考え方統計をつう當局の監視を請ひて、監視委員はこの
費用を聞いてから2年が来るのを待たれてあります。

ういう人は区民自体から脱きふせてでも、そういう水害をなくするためには努力して行かねばならなかつたというふくに現在区民からいわれております。

只今の市長のこの問題に対する考え方に対しましては積極的でありますので、これだけ申し上げておきました。御努力をお願いします。

それから、この問題は現場をちょうど度雨が降る時に現場を見てよく御存じかと思いますが、官邸鶴ひ行場の約3分の1位いの水害が豊平地に向つてタキみたいにして流れているような現状であります。だから向うの水がたまつた主な原因もあれを完全に埋想からいえば無さでもつて行つてもらえば、あれだけの水量が増すことほかん和されるんじゃないかというふうに地域の人々が現場を見ての考え方でありますので、それと尙我如古区前の地盤から溢れて来た分が合流してしまつて大きな4万坪余りにもなるような1つのみずうみ見た様になつてしまつたような何でありますが、これは軍とも關係していることでありますので、是非關係の軍あたりにもそういう災害を強く申し上げられて皆処方が得られるんじやないかとこういうふうに思いますので、1つ宜しく打撃衆を絞じてもらいますようお願ひいたしまして、私の質問はおわります。

副長～暫休憩いたします。(午後3時8分)

副長～再開いたします。(午後3時9分)

副長

5番～○番議員の区画整理事業と関連して質問いたします。これは確か去年の2～3月頃だつたと居ますが、はつきりした記憶はございませんが、都計事業並びに区画整理事業について、市当局から区に用意して説明会をなされたことがあります。その眞理吉署区における所の説明会の席上において、区画整理の交換分合は、終るまでには2ヶ月位いはかかるという説明であります。その考え方はそういう当局の説明を聞いて、關係地主はあの説明を聞いてから2ヶ月が来るのを待ちかねております

そこで当局は眞宗教区において、そのようがに説明いた
通り、翌年九ヶ月以内に受領分金の作業もすべて完了
すると即時してよろしいですか。

市長～説明されたのは何月ですか。

◎ 番～担当課長に聞いて下さい。

市長～これにつきましては、大体畠東長の御代に翌年と實用
されておつたということでおあります。併しんどより年
度いなつてあると思いますが、この九ヶ月以内には完了
することは不可能であります。

◎ 番～その御説明した場合において私が御説明を聞きました。
今の市長の説明によりますと、その御説明は九ヶ月以内
には出来ないというふうな御説明ですが、出来をすれば出来
ないということを出向いて、こちらから出向いて、説明
しておられなければ、あの話もを聞いたを都落民だ、それ
までもやはり九ヶ月以内では受領分合せ出来らるんだ、それ
までも我さんして無事たり、或は土地の売買成り貸
貸も得つてこうという訳で今持つてている銀であります
しゃし今説明の通り都落民は終り九ヶ月以内で出来ない
待ちかねておるんだが、実際は九ヶ月以内で出来ない
ということを今につき申し上げました。都落民にそれ
分らないのですあります。こうすると、仮設それが予定通り
出来なくてつむき、理由がちぐちぐんはずであります
が、この理由について、市長でもよろしい、建設課長
でもよろしいどちらか一つの意見の全くように御説明をお
願いします。

市長～これには詳しい理由は課長の方からさせます。その點
本問題をしては、最初からの計画が眞面目に進んでいない
ことにも原因するかとおもふのであります。併し今後の御質
問のように、早速都落に出向いて私が河内町へ向るような
ことを都落民に充分申し上げて貰得の行くようにな
らかと見ております。先ずそれにつき聞えておきます
が、都落道路を早目に通して、その区间整理の自掛

そこで当局は真赤済区において、そのようがに説明した通り、やはり2ヶ年以内に交換分合の作業もすべて完了すると期待してよろしいですか。

市長～説明されたのは何月ですか。

5番～担当課長に聞いて下さい。

市長～これにつきましては、大体前市長の時代に2ヶ年と言明されておつたということですが、ほとんど1ヶ年位かなつておると思いますが、この2ヶ年以内では完了することは不可能であります。

5番～その時説明した場合において確か建設課長もありました今の市長の説明によりますと、あの時説明した2ヶ年以内には出来ないというようありますが、出来なければ出来ないということを出向いて、こちらから出向いて、説明してあられなければ、あの話しを聞いた部落民は、そのままやはり2ヶ年以内では交換分合は出来るんだ、それまでは我まんして建造つたり。或は土地の売買或は貸、借も待つておこうという説で今待つておる説でありますしかし今既明の通り部落民は後2ヶ年以内といふことを待ちかねておるんだが、実際は2ヶ年以内では出来ないということを今はつきり申し上げました。部落民はそれ分らないのであります。そうすると、何故それが予定通り出来なくなつたか、理由がなくちやいかんはずであります。この理由について、市長でもよろしい。建設課長でもよろしいどちらか一つ納得のいくように御説明をお願いします。

市長～これには詳しい理由は課長の方からさせますが、その基本問題としては、最初からの計画が順調に進んでいないことにも原因するかと思う説であります。今先の御質問のように、早速部落に出向いて私が考へているようなことも部落民に充分申し上げまして納得の行くようにしたいと考えております。先ずそれにつき加えておきますが、幹線道路を早目に通しまして、その区画整理の前提

としてでも幹線道路を早目にいたしまして、これをやるにも、どうしても住民の協力が必要でありますので出来るだけ早目に部落に出向いて、そういうた關係のこととを御協力をお願いしたいと考えております。

5番～現在宜野湾市におきましては、都計のマスタープランは存在しております。市長は今後の都計事業の推進について、既に定まつている所のマスタープランにもとづいて推進されるのであるか、或は又在存する所の宜野湾市のマスタープランに市長独自の考え方に基づいて修正を加えて推進したいのであるのか、その辺の都計事業に対する市長の基本的構想を1つ聞かせて頂きたい。

市長～これにつきましては、午前中にもちよつと申しましたように、せつかく決められておりますマスタープランであります。これをいきなり私が變つたからといって大修正をするというようなことは、まだ考えておりません。しかしながら部分的にはある程度修正の必要が出て来るんじやないかと思つておりますが、まだそこまで板附はしておりません。

5番～施政方針に市長は誠意をもつて、施政に当ると誓つております。更に又施政は市民の生活向上と福し増進を図ることが最も重要であるということを充分表明されております。非常に結構なことであります。そこで住民の生活向上或は福し増進にも、そのやり方、進め方において又自ら要つて来る見解の相違ということもあり得えます。市長は16日に確か就任されたはずであります。そうであるならば、まだ40日になつておられません。現在までいわゆる市長就任まもない市長でありますので、我々市民は更に市民を代表するこの議会においての一構成員としての議員の立ち場から、向こう4ヶ月年間施政の最高責任者である市長が基本的にどういうふうな政治し勢を取るのであるのか分る必要があります。これは12番の大川議員の施政方針全般にわたつて質するといつた問題とも関連いたしますが、基本的施政のいわゆる持ち方、

これを分る1つの一端とし乍して私は市民にお尋ねしておきます。新聞報道によりますと、8月21日に民主党の市町村長選がいが新派されたような記事がありましたがそこで吉井は、宇都宮市長候補との違いに取り入れられております。

市長へこれに付しておきをせん。

5 委員へ今後お入するお尋えであるかどうか、その辺を3つの方を2つ聞かせて下さい。

市長へこれにお入するお尋えまだおつておりません。

5 委員へはい、分かりました。以上であります。

6 委員へお尋ねの項目のうち、商工営業の造成についてと、図書いたしましてお尋ねしたいと思います。

先の商工会の答申において、商工規光鏡の設置方の構成が来ておきをさせ、又前に答申にあたても、その機会設置の設置についをば、特記して当局にその目録申してあると見つかりますが、商工規光鏡の設置をする必要性があるかどうか、あるとすれば、何時どのよう設置するお考えであるか、その点について。

市長へこれについてけ、商工規光鏡を設置する必要は考えておらず、されにつきましては、条例を改正いたしまして規制改革をいたしまして、その中から実施いたされおきりますが、大体来年度めごとにやるんじやなを合の所目途は持つておきません。

4 委員へよく分かりました。早目に実施して貰いたいと思ってます。必要性を認めてる以上に早急に1つ部署をお願いいたします。併せてひと点だけ、先程商工規光鏡の改定案についてその御答申がございましたが、その必要性を認め、そして早張設置城は既立しなければ、立ち上げんだといふお考え方のようで、その際についでは、商工営業が振り上る日を避けらつて、やられるんだというお尋ねの

これを分る1つの一端としまして私は市長にお尋ねしておきます。新聞報道によりますと、8月21日に民主党の市町村長連盟が新成されたような記事がありましたそこで市長は、官野鶴市長はこの連盟に加入されておりますか。

市長～これにはしております。

5番～今後加入するお考えであるかどうか、その辺を1つ考え方を1つ聞かせて下さい。

市長～これに加入する考えはまだ持つておりません。

5番～はい、分りました。以上であります。

4番～8番の石田議員の間1、商工業者の賛成についてと、関連いたしましてお尋ねしたいと思います。

先の商工会の総会において、商工観光課の設置方の陳情が来ておりました。又前に懇余においても、その観光課の設置については、採択して当局にその旨具申してあると思つておりますが、商工観光課の設置ある必要性があるかどうか、あるとすれば、何時どのように設置するお考えであるか、その点について。

市長～これについては、商工観光課を設置する必要は考えであります。これにつきましては、条例を改正いたしまして施設改革をいたしまして、その時から実施したいと考えておりますが、大体来年度のことになるんじやないかと今の所目途は持つております。

4番～よろしくお願いいたしまして、早急に促進して頂きたいと思つておられます。必要性を認めている以上は早急に1つ実現をお願いいたします。尚又あと1点だけ、先程商工信託の設立についての御答弁がございましたが、その必要性を認め、そして将来設立或は設立しなければ、ならないんだというお考えのようで、その時期については、商工業者が盛り上る目を見はからつて、やられるんだというお考えの

ようございますが、去過2回にわたつて或は前市長の時代にもこの商工業者の存続育成の一環として、商工信協の設立を促進するんだといつて、そして未だに実現を見ておりませんが、過去2回にわたつて筆者間では盛り上つて来たことも、ございましたが、しかしながら、しかしながら普天間に存在する所の金融機關からの色々な問題もございましてそのままになつているような状態であります。又現段階において商工信協を設立するんだというようなことについては、もつと検討する必要があるかとおもつております。既存の銀行、コザの信託においても、やはり市中銀行よりは、高利で商工業者に融資貸付をしております。今の市中銀行の利息さえ高いんだといわてている段階において商工信託によつて、又高い利息による融資を受けなくちやいけないというようなことにも問題があると想つておりますが、現段階において、この商工業者が盛り上る時期、或は盛り上らなければ、そのまましていいかどうか、それに代るべく今度は市中銀行と提携してやはり、商工業の資金流通の面を考える必要があるんじゃないかと思いますが、商工信協を設立してじやないと、そういうふたような金融流通の面は考えられないかどうか、その辺の、もう少し具体的な考え方を説明願いたいと思います。

六、長～この件につきましては、なる程協同組合という本質からして、直接上から市長がこれを促進した所で立派なものが出来ない訳でありますて、もち論下から盛り上る力が働わつて、これが協同組合が出来る訳でありますて、実現そのものは出来るだけ早目に実現したいということを考えている訳であります、これは市の色々な事業と、区画整理の事業とどちら連いたしまして、本市の商工業の人口がけん実になれば、そういうことが必然的に解決されるんじゃないかと思う訳であります。又商工会の総会の席上にも申し上げた訳でありますが、とかく市中、民間金融の問題を解決することによつて、銀行融資の道がひらくれるし、又商工業者が充分に融資出来る権勢を作つてもらいたいということを申し上げた訳であります、現在の所

2～3年前からのこの民間金融問題で相当いひでを受けて、今の所銀行当りからも少々みはなされているような格好な人が多分おるんじやないかということを考えまして、その商工業者が早くその自立出来る態勢を作るにはどうすればいいかということを、商工业者自体早目にこれを考えて、まい進してもらいたいということを申し上げた訳であります。外の金融銀行からの融資面については、私市長としても出来るだけそういう面に協力を申し上げたいと考えてあります。

1 番～区警察連事業について、もう一度お尋ねします。具体的な説明をお願いします。

先程のう番議員の質問の中に、区警察連事業が当地区内における懇談会から2ヶ月以内に出来ないという市長の発言がございまして、大変重要な点しております。この懇談会があつた期日は何時であつたか、2ヶ月以内というものはあと何ヶ月あるか、はつきりして頂きたいと思います。

議 長～暫休憩いたします。(午後3時25分)

議 長～再開いたします。(午後3時33分)

市 長～今年の2月13日であります。

1 番～それで重ねてお聞きいたしますが、先程う番議員の質問の中には、完了するまでという言葉がございましたが私はこの地域の住民、或は土地の所有者が最も切望している問題は、自分の土地について、その権利を行使することだというふうに考えておりますが、この完了というものは要するに行政府に対して区警察連事業の認可申請を提出し許可がおりてから、仮移地の指定を受けるまでというふうに私は考えますが、市長がいう2ヶ月以内に出来ないという考えはどういう意味のいわゆる解しやすくに立つて出来ないのか、その辺についてはつきり具体的に説明して頂きます。

市長～先の御質問につきましては、全部が完了ということはいつさいがつさいの完了ということを考えて、全部完了することは出来ないと申し上げた誤でありますけれども、その仮地とか或は道路を造るとかいつたようなことにつきましては、住民の今までなやんでいることを早く解決するのが、私の考え方であります。それなりに前市長がいわれた2ヵ年以内には仮地の問題とか、或は道路の問題或は地主が色々の事業をすることについては、まだないように充分やつていく考え方であります。

1 講～私が個人的に考えてしても後エケ年位い模つておりましす。その期間内には、充分仮地の指定までは出来るというふうに考えておりますので、もし現時点の建設課の職員の捜索能力でもつて出来ないという考え方方が成り立つならば、人員を増強してでも、当地域の区画整理事業を早急に促進して頂きたいとがうこういうふうに考えております。市長も健とういたされまして、区画整理事業の促進方について、公約もいたしておりますので、特に第一次区画整理事業につきましては、早急に実績の認可を得まして、この問題を1日も早く片付けて、地域住民の不安を一掃して頂きますように必
要申しあげます。

講～暫休憩いたします。(午後3時35分)

講～再開いたします。(午後3時37分)

講～本日の日程が全部終了いたしましたので、これをもつて本日の会議を閉することにいたします。
散会(午後3時38分)